

福井県報

号外第25号

令和7年

3月19日(水)

火曜日発行

— 目 次 —

(※は県規集掲載事項)

条 例

※福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例(1・財政課)	6
※福井県県税条例の一部を改正する条例(2・税務課)	8
※福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例(3・人事課)	11
※福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例(4・同)	28
※福井県職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(5・同)	32
※福井県職員等の定年等に関する条例の一部を改正する条例(6・同)	35
※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(7・同)	36
※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(8・情報公開・法制課)	39
※福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(9・市町協働課)	52
※福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(10・DX推進課)	56
※福井県青少年愛護条例の一部を改正する条例(11・県民安全課)	62
※福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(12・長寿福祉課)	63
※福井県立社会福祉施設に関する条例および福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(13・障がい福祉課)	64
※福井県一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例(14・児童家庭課)	66
※福井県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例(15・同)	67
※福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(16・同)	68

※福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例(17・地域医療課)	71
※福井県薬剤師確保修学資金貸与条例(18・医薬食品・衛生課)	71
※福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例(19・産業技術課)	74
※福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例(20・河川課)	79
※宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(21・都市計画課)	82
※福井県証紙特別会計条例を廃止する条例(22・審査指導課)	90
※福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例(23・教職員課)	90
※市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(24・同)	91
※福井県安心こども基金条例の一部を改正する条例(25・こども未来課)	91
※福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(26・議会局)	92

本号で公布する条例のあらまし

◇福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第1号 財政課）

- 1 政党助成法（平成6年法律第5号）の一部改正に伴い、都道府県提出文書の写しの交付について手数料の額を定めることとした。（別表関係）
- 2 審査の実態等を踏まえ、建築士事務所登録申請手数料の額の改定を行うこととした。（別表関係）
- 3 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、宅地建物取引業免許申請等の電子申請について手数料の額を定めることとした。（別表関係）
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、1は令和8年1月1日から施行することとした。

◇福井県県税条例の一部を改正する条例（条例第2号 税務課）

- 1 自動車税関係
環境性能割および新規登録時の種別割について、証紙代金収納計器による印字に代えて現金を納付することとした。（第135条の6および第142条関係）
- 2 狩猟税関係
申告書への証紙の貼付に代えて現金を納付することとした。（第210条関係）
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第3号 人事課）

- 1 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正を踏まえ、関係条例において旅費の種目や額等に係る事項を人事委員会規則等に委任することとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号 人事課）

- 1 産業労働部の分掌事務のうち、海外との交流に関する事項を交流文化部の分掌事務とすることとした。（第6条および第9条関係）
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇福井県職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第5号 人事課）

- 1 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に伴い、雇用保険制度における就業促進手当に相当する失業者の退職手当の支給対象を見直すこととした。（第10条関係）

- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇福井県職員等の定年等に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号 人事課）

- 1 警察官が殉職により昇任する場合について、役職定年制の適用対象外とし、管理監督職となることを可能とするため、管理監督職の対象を見直すこととした。（第6条関係）
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号 人事課）

- 1 フレックスタイム制における週休3日制の対象を拡大することとした。（第3条および第5条関係）
- 2 超過勤務免除の対象を拡大することとした。（第8条の3関係）
- 3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を行うこととした。（第16条の2および第16条の3関係）
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第8号 情報公開・法制課）

- 1 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により懲役および禁錮が廃止され、これらに代わり拘禁刑が導入されることに伴い、関係条例について所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年6月1日から施行することとした。

◇福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号 市町協働課）

- 1 農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正に伴う新たな事務を町に移譲することとした。（別表関係）
- 2 水道整備・管理行政の一部の事務が国土交通省に移管されたことに伴い、移譲した事務の所管部局を整理することとした。（別表関係）
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、2は公布の日から施行することとした。

◇福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号 DX推進課）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正等に伴い、県が独自に規定する個人番号を利用できる事務

の追加等を行うこととした。(別表第1関係)

(1) 肝炎の治療費・検査費等の助成に関する事務の削除

(2) 先天性血液凝固因子障害等の治療の助成に関する事務の追加

2 この条例は、次に定める日から施行することとした。

1の(1) 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

1の(2) 令和7年4月1日

◇福井県青少年愛護条例の一部を改正する条例(条例第11号 県民安全課)

1 「青少年」の定義を見直し、未就学児を含めることとした。(第5条関係)

2 住宅宿泊事業者および住宅宿泊管理業者に対して、同伴の保護者がなく、行動が不審な青少年が宿泊した場合の届出等を努力義務化することとした。(第38条および第39条関係)

3 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)の一部改正に伴い、引用規定の整理を行うこととした。(第43条の2関係)

4 この条例は、令和7年7月1日から施行することとした。ただし、3は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第25号)の施行の日から施行することとした。

◇福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(条例第12号 長寿福祉課)

1 短期入所系サービスにおける身体的拘束等の適正化のための措置を講じる努力義務について、1年間の経過措置の終了に伴い、義務化することとした。

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇福井県立社会福祉施設に関する条例および福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第13号 障がい福祉課)

1 福井県立社会福祉施設に関する条例の一部改正関係

(1) 医療型障害児入所施設「つくし園」について、入所定員を変更するとともに、短期入所での受入れを拡大することとした。(第6条の2関係)

(2) 児童発達支援・生活介護事業所「オアシス」の機能を「つくし園」に集約することとした。(第6条の2および第17条関係)

(3) 診断書作成に係る手数料の額を改定することとした。(第17条関係)

2 福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例の一部改正関係

(1) 組織名称を「福井県障がい福祉・精神保健相談所」に変更することとした。(題名および第1条から第4条まで関係)

(2) 診断書作成に係る手数料の額を改定することとした。(第4条関係)

3 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇福井県一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例(条例第14号 児童家庭課)

1 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備および運営に関する基準を定めることとした。(第1条関係)

2 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保証するものとした。(第3条関係)

3 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させなければならず、最低基準を超えて、設備を有し、または運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならないこととした。(第4条関係)

4 一時保護施設の一般原則を定めることとした。(第5条関係)

5 一時保護施設の設備および運営の基準は、この条例に定めるものを除くほか、基準府令の定めるところによるものとした。(第6条関係)

6 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇福井県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例(条例第15号 児童家庭課)

1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、審議会の児童福祉専門分科会に、施設入所措置等に対する児童の意見・意向表明や権利擁護に係る環境整備に関する事項を調査審議する権利擁護部会を設置することとした。(第11条関係)

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(条例第16号 児童家庭課)

1 国の認定こども園の設備および運営の基準に係る関係省令の改正に伴い、各教育・保育施設において従事する職員の定数を見直すこととした。

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例(条例第17号 地域医療課)

1 地域医療に従事する医師の確保および医師の偏在の是正を図るため、修学資金の貸与人数を増やすこととした。(第3条関係)

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇福井県薬剤師確保修学資金貸与条例(条例第18号 医薬食品・衛生課)

1 この条例は、大学の薬学を履修する課程に在学する者であって、将来指定医療機関(県内の医療機関であって規則で定めるものをいう。以下同じ。)で薬剤師として勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、県内の指定医療機関で就業する薬剤師の確保を図ることを目的とすることとした。(第1条関係)

2 知事は、次に掲げる要件を満たす者からの申請により、その者に対し修学資金を貸与することができることとした。(第3条関係)

(1) 大学において薬学の正規の課程に在学する者であって、第4学年、第5学年または第6学年の課程を履修しているものであること。

(2) 将来指定医療機関において薬剤師として勤務しようとする者であること。

3 修学資金の貸与額、貸与期間等を定めることとした。(第4条および第5条関係)

4 知事は、貸与の決定を受けた者が大学を退学した時等は、その貸与を取り消すことができることとした。(第7条関係)

5 知事は、貸与の決定を受けた者が大学を休学し、または停学の処分を受けたときは、その期間分の修学資金の貸与を行わないこととした。(第8条関係)

6 修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、4により貸与が取り消されたとき等は、貸与を受けた修学資金の額と、その額に貸与を受けた日から貸与の取消し等の事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセントの割合を乗じて得た額との合計額を返還しなければならないこととした。(第9条関係)

7 知事は、被貸与者が8により修学資金の返還の免除を受ける見込みがあるときは、修学資金の返還を猶予することとした。(第10条関係)

8 知事は、被貸与者が第6学年の課程を修了した後、1年6月以内に薬剤師の免許を受け、直ちに指定医療機関で薬剤師として勤務を開始し、指定医療機関において薬剤師として勤務した期間が3年に達し、かつ、規則で定める研修プログラムを修了したとき等は、修学資金の返還を免除することとした。(第11条関係)

9 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第19号 産業技術課)

1 福井県工業技術センターの設備の整備等に伴い、使用料および手数料の額の新設等を行うこととした。(別表関係)

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例(条例20号 河川課)

1 水道法施行令(昭和32年政令第336号)の一部改正に伴い、県が経営する水道事業で置く布設工事監督者の資格要件の見直し等を行うこととした。(第4条関係)

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第21号 都市計画課)

1 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正関係
市との協議により、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に伴う新たな事務を福井市以外の市に移譲することとした。(別表関係)

2 福井県手数料徴収条例の一部改正関係
規制区域内で行われる盛土等に係る申請手数料等を定めることとした。(別表関係)

3 この条例は、令和7年6月30日から施行することとした。

◇福井県証紙特別会計条例を廃止する条例(条例22号 審査指導課)

1 福井県証紙等の廃止に伴い、福井県証紙特別会計条例を廃止することとした。

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

3 この条例による廃止前の福井県証紙特別会計条例による証紙特別会計に係る令和6年度の収入および支出ならびに決算については、なお従前の例によることとした。(附則第2項関係)

◇福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第23号 教育庁教職員課)

1 福井県立学校職員の定数を改定することとした。(第3条関係)

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第24号 教育庁教職員課)

1 市町立学校県費負担教職員の定数を改定することとした。(第3条関係)

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇福井県安心子ども基金条例の一部を改正する条例(条例第25号 子ども未来課)

1 福井県安心子ども基金の設置期限(令和7年5月31日)を令和12年5月31日まで延長することとした。(附則第2項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号 議会局）

- 1 用語の整理を行うこととした。（改正条例第1条関係）
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、引用する条項の整理を行うこととした。（改正条例第2条関係）
- 3 この条例は、次に定める日から施行することとした。
 - 1 公布の日
 - 2 令和7年4月1日

条 例

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第1号

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県手数料徴収条例（平成12年福井県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
1 総務部関係			1 総務部関係		
事務の区分	名称	金額	事務の区分	名称	金額
1～3 (略)	(略)	(略)	1～3 (略)	(略)	(略)
4 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等（同法第12条第1項もしくは第17条第1項の規定による報告書、 <u>同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書または同法第19条の14の2第4項の規定による確認書をいう。</u> ）の写しの交付	収支報告書等の写しの交付手数料	複写機により用紙に複写したものの交付用紙1枚につき 10円	4 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等（同法第12条第1項もしくは第17条第1項の規定による報告書または <u>同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。</u> ）の写しの交付	収支報告書等の写しの交付手数料	複写機により用紙に複写したものの交付用紙1枚につき 10円
5 政治資金規正法第19条の16第15項（ <u>同法第19条の16の3第1項の規定により適用する場合を含む。</u> ）の規定に基づく少額領収書等の写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	複写機により用紙に複写したものの交付用紙1枚につき 10円	5 政治資金規正法第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	複写機により用紙に複写したものの交付用紙1枚につき 10円

6 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付	都道府県提出文書の写しの交付手数料	複写機により用紙に複写したものの交付用紙1枚につき 10円
--	-------------------	-------------------------------

2～7 (略)

8 土木部関係

事務の区分	名称	金額
1～47 (略)	(略)	(略)
48 建築士法第23条第1項または第3項の規定に基づく建築士事務所の登録または更新の申請に対する審査	建築士事務所登録申請手数料	2万4,000円
49～54 (略)	(略)	(略)
55 宅地建物取引業法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	宅地建物取引業免許申請手数料	3万3,000円 (当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、2万6,500円)
56 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業免許更新手数料	3万3,000円 (当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合

--	--	--

2～7 (略)

8 土木部関係

事務の区分	名称	金額
1～47 (略)	(略)	(略)
48 建築士法第23条第1項または第3項の規定に基づく建築士事務所の登録または更新の申請に対する審査	建築士事務所登録申請手数料	(1) 1級建築士事務所の場合 1万5,000円 (2) 2級建築士事務所または木造建築士事務所の場合 1万円
49～54 (略)	(略)	(略)
55 宅地建物取引業法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	宅地建物取引業免許申請手数料	3万3,000円
56 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業免許更新手数料	3万3,000円

		における当該申請に係る審査にあつては、2万6,500円)			
57～102 (略)	(略)	(略)	57～102 (略)	(略)	(略)
9 (略)			9 (略)		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1号の表の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

福井県県税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第2号

福井県県税条例の一部を改正する条例

福井県県税条例（昭和25年福井県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>(法人の事業税の徴収猶予の申請)</p> <p>第46条の2 法第72条の38の2第1項の規定による事業税の徴収の猶予を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項各号のいずれかに該当する法人であることを証明する書類を添付して、これを当該事業税の申告書と併せて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称、本店または主たる事務所の所在地および法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称および</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 証紙徴収 県が納税通知書を交付しないでその発行する証紙をもって県税を払い込ませることをいう。</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>(法人の事業税の徴収猶予の申請)</p> <p>第46条の2 法第72条の38の2第1項の規定による事業税の徴収の猶予を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項各号のいずれかに該当する法人であることを証明する書類を添付して、これを当該事業税の申告書と併せて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称、本店または主たる事務所の所在地および法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称および</p>

び本店または主たる事務所の所在地)

(2)~(5) (略)

2・3 (略)

(環境性能割の納付の方法)

第135条の6 環境性能割の納税義務者は、前条第1項または法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合(法第170条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、法第162条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する現金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による現金の納付があったときは、環境性能割の申告書または法第161条第2項の修正申告書に納税済印を押さなければならない。

3 前項の納税済印の印影の形式については、規則で定める。

(種別割の徴収の方法)

第142条 (略)

2 新規登録の申請があった自動車について法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収(法第1条第1項第13号に規定する証紙徴収をいう。以下同じ。)の方法による。

3 知事は、前項の規定により種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をした際に、当該種別割の額に相当する現金を納付させた後、第144条の規定により提出すべき申告書または報告書に納税済印を押すことによって、法第177条の11第4項の証紙に代えるものとする。

び本店または主たる事務所の所在地)

(2)~(5) (略)

2・3 (略)

(環境性能割の納付の方法)

第135条の6 環境性能割の納税義務者は、前条第1項または法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合(法第170条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。)には、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項および次項において同じ。)に相当する金額を県が指定する証紙代金収納計器取扱者に支払い、環境性能割の申告書または法第161条第2項の修正申告書(次項において「環境性能割の修正申告書」という。)に証紙代金収納計器(規則で定める形式の印影を生ずべき印を付したものをいう。以下同じ。)で当該環境性能割額に相当する金額の表示を受けることによりしなければならない。

2 環境性能割の納税義務者は、前条第1項第4号または法第161条の規定によって環境性能割額を納付する場合には、証紙代金収納計器で表示を受けることに代えて当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。この場合においては、知事は、環境性能割の申告書または環境性能割の修正申告書に納税済印を押さなければならない。

3 前2項に規定する証紙代金収納計器取扱者、証紙代金収納計器により表示される印影の形式、証紙代金収納計器の取扱いの方法および納税済印の印影の形式その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

(種別割の徴収の方法)

第142条 (略)

2 新規登録の申請があった自動車について法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 知事は、前項の規定により種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をした際に、当該種別割の額に相当する金額を県が指定する証紙代金収納計器取扱者に支払い、第144条の規定により提出すべき申告書または報告書に証紙代金収納計器で当該種別割の額に相当する金額の表示を受けさせることにより、または当該種別割の額に相当する現金を納付させた後納税済印を押すことにより、その税金を払い込ませなければならない。

4 (略)

(種別割の納付手続)

第143条 (略)

2 第142条第3項の納税済印の印影の形式については、規則で定める。

(種別割の減免)

第149条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号または第3号の規定により、種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに(賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において同項第2号または第3号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度)、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつてはその税金を払い込むこととされている際に(当該税金の納付の日から当該納付の日の属する年度の末日までの間において同項第2号または第3号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度)前項各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

4 (略)

第150条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに(賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において同項各号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度)、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつてはその税金を払い込むこととされている日から1月以内に(当該税金の納付の日から当該納付の日の属する年度の末日までの間において同項各号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度)、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等または生計同一者等の運転免許証(以下この条において「運転免許証」という。)を提示しなければならない。ただし、同項第1号に該当する自動車を所有する身体障害者等については、減免を必要とする理由を証明する書類の提出を要しないものとする。

4 (略)

(種別割の納付手続)

第143条 (略)

2 第142条第3項に規定する証紙代金収納計器取扱者、証紙代金収納計器により表示される印影の形式、証紙代金収納計器の取扱いの方法および納税済印の印影の形式その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

(種別割の減免)

第149条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号または第3号の規定により、種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに(賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において同項第2号または第3号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度)、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては県が発行する自動車税証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に(当該税金の納付の日から当該納付の日の属する年度の末日までの間において同項第2号または第3号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度)前項各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

4 (略)

第150条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限までに(賦課期日から当該賦課期日の属する年度の末日までの間において同項各号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度)、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては県が発行する自動車税証紙をもってその税金を払い込むこととされている日から1月以内に(当該税金の納付の日から当該納付の日の属する年度の末日までの間において同項各号のいずれかに該当することとなった自動車に係るものにあつては、その都度)、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等または生計同一者等の運転免許証(以下この条において「運転免許証」という。)を提示しなければならない。ただし、同項第1号に該当する自動車を所有する身体障害者等については、減免を必要とする理由を証明する書類の提出を要しないものとする。

(1)～(6) (略)
3・4 (略)

(狩猟税の徴収の方法)

第209条 (略)

2 狩猟税の納税義務者が次条第1項の規定により納付した狩猟税の税額について不足額がある場合における当該不足税額の徴収については、前項の規定にかかわらず、普通徴収の方法による。

(狩猟税の納付手続)

第210条 狩猟税の納税義務者は、狩猟者の登録を受ける際に、狩猟税の税額に相当する現金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による現金の納付があったときは、次条の規定により提出すべき申告書に納税済印を押すことによって、法第700条の6第1項の証紙に代えるものとする。

3 (略)

4 第2項の納税済印の印影の形式については、規則で定める。

(1)～(6) (略)
3・4 (略)

(狩猟税の徴収の方法)

第209条 (略)

2 狩猟税の納税義務者が次条第1項または第4項の規定により納付した狩猟税の税額について不足額がある場合における当該不足税額の徴収については、前項の規定にかかわらず、普通徴収の方法による。

(狩猟税の納付手続)

第210条 狩猟税の納税義務者は、狩猟者の登録を受ける際に、次条の規定による申告書に県の発行する狩猟税証紙をはって、その税金を納めなければならない。

2 知事は、納税者が証紙をはった場合においては、証紙をはった紙面と証紙の彩紋とにかけて福井県証紙まっ消印で判明にこれをまっ消しなければならない。

3 (略)

4 狩猟税の納税義務者が、特別の理由により狩猟税を証紙により納めることが困難な場合において、証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、領収証書を第1項の申告書に添付することによって、証紙に代えることができる。

5 証紙およびその売りさばきその他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第3号

福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例(昭和25年福井県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める	(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める

ところによる。

(1) (略)

(2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州およびこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行および外国における旅行をいう。

(4) 出張 職員が、公務のため一時その勤務公署（常時勤務する公署のない場合または任命権者（市町村立学校職員給与負担法第1条および第2条に規定する職員については、市町教育委員会。）もしくはその委任を受けた者または旅行依頼を行う者（以下これらの者を「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所（以下「住所等」という。）を離れて旅行することをいう。

(5) (略)

(6) 帰宅 職員が退職し、または死亡した場合において、当該職員またはその遺族が生活の本拠となる地に旅行することをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他職員の死亡当時当該職員と生計を一にしていた親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第9項において同じ。）を締結したものをいう。

ところによる。

(1) (略)

(2) 県内旅行 本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第2条第1項第4号の本邦をいう。以下同じ。）における旅行のうち出発地（最初の出発地とする。以下同じ。）およびすべての目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行をいう。

(3) 県外旅行 本邦における旅行のうち県内旅行以外の旅行をいう。

(4) 出張 職員が、公務のため一時その勤務公署（常時勤務する公署のない職員にあっては、その住所または居所（以下「住所等」という。）を離れて旅行することをいう。

(5) (略)

(6) 帰任 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族が新たな生活の本拠となる地に旅行することをいう。

(7) 扶養親族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で主として当該職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他職員の死亡当時当該職員と生計を一にしていた親族をいう。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）第3条第1項第1号の行政職給料表に定める級の職務（行政職給料表の適用を受けない者については、これに相当する職務で任命権者が人事委員会と協議して定めるもの）をいうものとする。

第3条 削除

(旅費の支給)

第3条 職員(第11条の規定により費用の弁償を受ける第1号会計年度任用職員を除く。以下この条から第11条までにおいて同じ。)が出張し、または赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、新たな採用による赴任の場合には、任命権者が人事委員会と協議して旅費を支給しないことができる。

2 職員、その配偶者もしくは子またはその遺族が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張または赴任のための内国旅行中に退職、免職(罷免を含む)、失職または休職(以下この号および第4号において「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(2) 職員が出張または赴任のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、または出張もしくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、または出張もしくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者および子に限る。)がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者または子が、当該職員の在勤地において死亡し、または人事委員会規則で定める外国旅行中に死亡した場合 当該職員

3 前項第1号または第4号に掲げる場合において、当該職員が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、旅費は支給しない。

(1)~(3) (略)

4~6 (略)

7 第1項、第2項、第4項、第5項または前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令または旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、または死亡した場合その他知事が定める場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額または支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(旅費の支給)

第4条 職員(第40条の規定により費用の弁償を受ける第1号会計年度任用職員を除く。以下この条から第40条までにおいて同じ。)が出張し、または赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、新たな採用による赴任の場合には、任命権者が人事委員会と協議して旅費を支給しないことができる。

2 職員または遺族が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張または赴任のための旅行中に退職または休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(2) 職員が出張または赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地から帰住したとき 当該遺族

3 前項第1号に掲げる場合において、当該職員が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、旅費は支給しない。

(1)~(3) (略)

4~6 (略)

7 第1項、第2項、第4項、第5項または前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に旅行命令または旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、または死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で人事

8 第1項、第2項、第4項、第5項または第6項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、当該旅費の支給に係る旅行中、天災その他知事が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額で人事委員会規則で定める額を旅費として支給することができる。

9 第1項、第2項および第4項から第7項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2・3 （略）

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、またはその変更をする場合には、旅行命令簿または旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に人事委員会規則で定める事項の記載または記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に必要な事項の記載または記録をするいとまがないときは、口頭により旅行命令等を発し、またはこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、前項ただし書に規定する場合において、口頭により旅行命令等を発し、またはこれを変更したときは、できる限り速やかに、旅行命令簿等に同項に定める事項の記載または記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 （略）

委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項、第4項、第5項または第6項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、当該旅費の支給に係る旅行中、交通機関の事故または天災その他知事が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額で人事委員会規則で定める額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第5条 旅行は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法第1条および第2条に規定する職員については、市町教育委員会。第20条第2項において同じ。）もしくはその委任を受けた者または旅行依頼を行う者（以下これらの者を「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2・3 （略）

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、またはこれを変更する場合には、旅行命令簿または旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に必要な事項を記載し、これを提示するいとまがないときは、口頭により旅行命令等を発し、またはこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、前項ただし書に規定する場合において、口頭により旅行命令等を発し、またはこれを変更したときは、できる限り速やかに、旅行に関し必要な事項を旅行命令簿等に記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第6条 旅行者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 （略）

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして人事委員会規則で定める種目および内容に基づき、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によって旅行し難い場合には、その現にとった経路および方法によって計算する。

(普通旅費の種類)

第7条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路旅行（鉄道旅行を除く。以下同じ。）について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

6 日当は、旅行の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行または航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(特殊旅費の種類)

第7条の2 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料および日額旅費とする。

2 移転料は、赴任または長期間の出張で人事委員会規則で定めるものに伴う住所等の移転について、現に支払った額等により支給する。

3 着後手当は、赴任に伴う住所等の移転について、定額により支給する。

4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

5 日額旅費は、第29条に規定する旅行について、前条第1項の普通旅費に代えて支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によって旅行し難い場合には、その現にとった経路および方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第10条 削除

第11条 職員がその住所等（私事のために勤務地または出張地以外の地に滞在する職員にあっては、滞在地。以下この条において同じ。）から直接旅行する場合には、当該住所等から目的地に至るまでに必要な額の旅費を支給する。

第12条 1日の旅行において日当または宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当または宿泊料を支給する。

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行、または陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃または車賃（扶養親族移転

(旅費の請求手続)

第7条 旅費 (概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者および概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものらびに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、必要な資料を提出して当該旅費または当該金額の支出または支払をする者 (以下「支出担当職員等」という。)に請求しなければならない。この場合において、必要な資料の全部または一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費または旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費または旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給または支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出担当職員等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出担当職員等は、その支出または支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合または前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、支出担当職員等が、その後においてその者に対し支出または支払う給与または旅費の額から当該概算払に係る旅費額または当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項に規定する必要な資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当職員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する必要な資料の種類、第2項および第3項に規定する期間ならびに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、人事委員会規則で定める。

料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第14条 旅費 (概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者および概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書を当該旅費の支出または支払をする者 (以下「支出担当職員」という。)に提出しなければならない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後2週間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出担当職員は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、2週間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出担当職員は、その支出または支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合または前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、支出担当職員が、その後においてその者に対し支出または支払う給与または旅費の額から当該概算払に係る旅費額または当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第15条 削除

(証人等の旅費)

第16条 第4条第5項または第6項の規定により支給する旅費の額は、特別の定めがある場合を除くほか、国家公務員その他公職にある者については当該官職相当の額と、その他の者については知事が定める額とする。

2 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第223条第1項の規定により警察本部、警察署その他指定の場所に出頭した者に対して支給する旅費の額は、前項の規定にかかわらず、別に知事が定める額とする。

（鉄道賃）

第17条 鉄道賃の額は、旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）および次に規定する料金による。

(1) 急行料金を徴する客車を運行させる路線による旅行の場合には、その急行料金

(2) 座席指定料金を徴する客車を運行させる路線による旅行の場合には、前号の急行料金のほか、その座席指定料金

2 旅行が次に掲げる旅行に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道賃の額は、運賃および同項第1号の急行料金による。

(1) 県内旅行で福井県の区域内におけるもの

(2) 福井県内に出発地を有する県外旅行のうち福井県内に目的地を有する旅行で出発地と福井県内の目的地との間または福井県内の2以上の目的地相互間におけるもの（福井県外の目的地を経由しないものに限る。）

(3) 福井県外に出発地を有する県外旅行のうち福井県内に2以上の目的地を有する旅行で当該目的地相互間におけるもの（福井県外の目的地を経由しないものに限る。）

3 第1項第1号の急行料金および同項第2号の座席指定料金は、旅行の片道の路程が50キロメートル以上の場合または旅行の片道の路程が50キロメートル未満の場合で任命権者が別に定めるときに限り、支給する。

（船賃）

第18条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃および棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）および料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶を運航させる航路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 2級以上の職務にある者については、中級の運賃

イ 1級の職務にある者については、下級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶を運航させる航路による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶を運航させる航路による旅行の場合には、その運賃

(4) 公務上の理由により別に寝台料金を必要とする場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

2 前項第1号または第2号の規定に該当する場合において、当該各号に規定する階級におけるそれぞれの運賃を更に2以上に区分する船舶を運航させる航路により旅行するときは、当該各号に規定する運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第19条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第20条 公共交通機関を利用する旅行の車賃の額は、旅客運賃による。

2 私有車（任命権者が定めるところにより登録を受けた私有の自動車に限る。）を運転する旅行で旅行命令権者の承認を受けたもの（以下「私有車旅行」という。）の車賃は、当該私有車を運転する職員について支給するものとし、その額は、路程1キロメートルにつき37円として計算した額による。

3 旅行において、有料の道路等を通行し、または有料の駐車場を利用した場合には、現に支払った料金の額を車賃として支給する。

4 私有車旅行の車賃の計算は、全路程を通算して行う。ただし、第13条の規定により車賃を区分して計算する場合には、その区分された車賃ごとに路程を通算して行う。

5 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(日当)

第21条 県内旅行については、日当は支給しない。

2 県外旅行の日当は、次の各号に掲げる場合に限り支給するものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

(1) 自動車（任命権者が別に定めるものに限る。以下同じ。）による旅行以外の旅行で出発地から目的地までの路程が100キロメートル（目的地が複数ある場合には、1日の路程または全路程が200キロメートル。以下この項において同じ。）以上のもの場合 別表第1に掲げる日当の額（以下「日当定額」という。）

(2) 自動車による旅行以外の旅行で出発地から目的地までの路程が100キロメートル未満のものの場合 日当定額の2分の1に相当する額

(3) 自動車による旅行で出発地から目的地までの路程が100キロメートル以上のもの場合 日当定額の2分の1に相当する額

3 前2項に規定するもののほか、日当の支給条件および支給方法については、任命権者が別に定める。

(宿泊料)

第22条 宿泊料の額は、宿泊に係る地域の区分に応じ別表第1に掲げる額による。

2 会議等に出席するための旅行で宿泊施設の利用または朝食もしくは夕食の提供のための負担金を必要とするものについては、前項の規定にかかわらず、宿泊料の額は、当該会議等に係る負担金の額を基礎として同項に規定する額を減額または増額した額による。

3 宿泊料は、水路旅行および航空旅行については、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により上陸または着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第23条 食卓料の額は、別表第1に掲げる額による。

2 食卓料は、船賃もしくは航空費のほかに別に食事の代金を要する場合または船賃もしくは航空費を要しないが食事の代金を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第24条 移転料の額は、現に支払った額による。ただし、その額が次の各号に規定する額を超える場合には、当該各号に規定する額とする。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、従前の勤務公署から新たな勤務公署までの路程に応じ別表第2に掲げる額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、それぞれの赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額を合計した額）

(4) 第7条の2第2項に規定する出張の際人事委員会規則で定める旅行をする場合には、勤務公署と出張地との間の路程に応じ第1号に規定する額の2分の1に相当する額

2 前項第3号に該当する場合において、扶養親族を移転した際の別表第2に掲げる額が、職員が赴任した際と同表に掲げる額と異なるときは、同号に規定する額は、扶養親族を移転した際と同表に掲げる額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第25条 着後手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

める額による。

(1) 県内旅行である赴任の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 路程が50キロメートル未満のとき。日当定額の1日分に相当する額と赴任に伴う新たな住所等の存する地域の区分に応じ同表に掲げる宿泊料の額（以下「宿泊料定額」という。）の1夜分に相当する額とを合計した額

イ 路程が50キロメートル以上100キロメートル未満のとき。日当定額の2日分に相当する額と宿泊料定額の2夜分に相当する額とを合計した額

ウ 路程が100キロメートル以上のとき。日当定額の3日分に相当する額と宿泊料定額の3夜分に相当する額とを合計した額

(2) 県外旅行である赴任の場合 日当定額の5日分に相当する額と宿泊料定額の5夜分に相当する額とを合計した額

（扶養親族移転料）

第26条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族が従前の居住地から新たな居住地まで随伴して移転する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとにその移転を開始する日の年齢に応じて次に規定する額を合計した額

ア 12歳以上の者については、その移転を開始する日に職員が赴任したときに支給される鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の全額ならびに日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の2に相当する額

イ 6歳以上12歳未満の者については、アに規定する額（航空賃に係るものを除く。）の2分の1に相当する額およびその移転を開始する日に職員が赴任したときに支給される航空賃の額を限度として現に支払った額

ウ 6歳未満の者については、その移転を開始する日に職員が赴任したときに支給される日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の1に相当する額ならびにその移転を開始する日に職員が赴任したときに支給される航空賃の額を限度として現に支払った額。ただし、6歳未満の者が3人以上随伴して移転する場合には、2人を超える者1人ごとにその移転を開始する日に職員が赴任したときに支給される鉄道賃、船賃および車賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 第24条第1項第1号または第3号の規定に該当する場合（前号の規定に該当する場合を除く。）には、扶養親族の従前の居住地から新たな居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、それぞれの赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額を合計した額）を超えることができない。

2 前項第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料および着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命じられた日において胎児であった子をその職員が赴任した後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。

第27条 削除

(同一地域内の旅行の旅費)

第28条 同一地域(市町村にあってはその区域を、特別区にあってはすべての特別区の区域を併せた区域をいう。以下同じ。)内における旅行については、着後手当および扶養親族移転料は、支給しない。

2 県外旅行における出発地または目的地と出発地または目的地に最も近い鉄道駅、バスターミナル、飛行場、港その他の施設(出発地または目的地の存する同一地域内にあるものに限る。次項において「鉄道駅等」という。)との間の旅行その他出発地または目的地の存する同一地域内の旅行については、鉄道賃、船賃および車賃は、支給しない。

3 前項の場合において、出発地または目的地が人事委員会規則で定める市または特別区に存するときは、人事委員会規則で定める鉄道駅等を同項に規定する出発地または目的地に最も近い鉄道駅等とみなして同項の規定を適用する。

4 前2項の規定にかかわらず、当該旅行において、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により現に支払った鉄道賃、船賃および車賃の額が当該旅行について支給される日当の額を合計した額の2分の1(支給される日当の額が日当定額の2分の1に相当する額である場合には、支給される日当の額を合計した額)に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃および車賃を支給する。

(日額旅費)

第29条 日額旅費を支給する旅行は、長期間の研修その他の旅行で任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。

2 日額旅費の支給を受ける職員の範囲、額、支給条件および支給方法は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

第30条 削除

第31条 削除

(退職者等の旅費)

第32条 第4条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合 次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）における滞在地から退職等の命令の通知を受けた日またはその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）における滞在地までの旅費で当該職員の退職等の日における職務の級を基礎として計算したもの

イ 退職等を知った日における滞在地から退職等の日における勤務公署までの旅費で当該職員の退職等の日における職務の級を基礎として計算したもの（退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限る。）

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合 退職等の日における滞在地から赴任の目的地であった勤務公署までの旅費で当該職員の退職等の日における職務の級を基礎として計算したもの
（遺族の旅費）

第33条 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合 死亡地から職員が死亡した日における勤務公署までの往復に要する旅費で当該職員が死亡した日における職務の級を基礎として計算したもの

(2) 職員が赴任中に死亡した場合 死亡地から赴任の目的地であった勤務公署までの旅費で当該職員が死亡した日における職務の級を基礎として計算したもの

2 前項に規定する旅費の支給を受ける遺族の順位は、第2条第1項第8号において遺族について規定する順序による。この場合において、同順位の者があるときは、年長者を先順位とする。

3 第4条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第26条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃および食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命じられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と、「その移転を開始する日に職員が赴任したときに支給される」とあるのは「当該職員が死亡した日における職務の級を基礎として計算した居住地から帰住地までの」と読み替えるものとする。

（外国旅行の旅費）

第34条 第2条から前条までの規定にかかわらず、外国旅行（本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間および外国における旅行をいう。以下同じ。）の旅費については、次条から第37条までに定めるものを除き、国家公務員等の旅費に関する法律の適用を受ける国家公務員等に支給される外国旅行の旅費の例による。

第35条 外国旅行の旅費について「何級の職務」という場合において、旅行者

が福井県一般職の職員等の給与に関する条例第3条第1項第1号の行政職給料表の適用を受けない者であるときは、任命権者が人事委員会と協議して相当する職務を定めるものとする。

第36条 外国旅行における航空賃の額は、現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。ただし、その額が次の各号に規定する額を超える場合には、当該各号に規定する額とする。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空機を運航させる航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃の額に相当する額

ア 7級以上の職務にある職員については、最上級の直近下位の級の運賃

イ 6級以下の職務にある職員については、アに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空機を運航させる航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃の額に相当する額

ア 7級以上の職務にある職員については、上級の運賃

イ 6級以下の職務にある職員については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない航空機を運航させる航空路による旅行の場合には、その運賃の額に相当する額

(4) 9級の職務にある職員が公務上の必要により特別の座席の設備を利用する場合には、前3号に規定する運賃のほか、その利用に要する運賃の額に相当する額

2 前項第1号イまたは同項第2号イの規定に該当する場合において、目的地までの所要時間が8時間を超えるときは、同項第1号イの運賃は最上級の直近下位の級の運賃と、同項第2号イの運賃は上級の運賃とすることができる。

第37条 外国旅行における旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料および査証手数料、外貨交換手数料、入出国税ならびに任命権者が別に定めるものの実費額による。

(旅費の調整)

第38条 任命権者は、公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行したことその他当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には旅行において現に支払った額を超える旅費または通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その現に支払った額を超えることとなる部分の旅費またはその通常必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第39条 任命権者は、職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第

(旅費の調整)

第8条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費またはその通常必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第9条 任命権者は、職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第

3項もしくは第64条または船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項もしくは第2項の規定に該当する場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないときまたはこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項もしくは第64条または船員法第48条の規定による旅費または費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費もしくは費用に相当する金額またはその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第10条 支出担当職員等は、旅行者または旅行役務提供者がこの条例の規定またはこれに基づく命令に違反して旅費の支給または旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費または当該支給または支払を受けた金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定またはこれに基づく命令に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当職員等は、前項の規定による返納に代えて、当該支出担当職員等がその後においてその者に対し支出し、または支払う給与または旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項の規定により差し引くことができる給与の種類は、人事委員会規則で定める。

（費用弁償）

第11条 （略）

2・3 （略）

4 前項の規定により支給する費用弁償の額は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）第11条第2項および第3項の規定により職員に支給される通勤手当との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

5 （略）

（その他）

第12条 （略）

第3項もしくは第64条または船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないときまたはこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項もしくは第64条または船員法第47条の規定による旅費または費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費もしくは費用に相当する金額またはその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（費用弁償）

第40条 （略）

2・3 （略）

4 前項の規定により支給する費用弁償の額は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第11条第2項および第3項の規定により職員に支給される通勤手当との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

5 （略）

（その他）

第41条 （略）

別表第1および別表第2を削る。

（福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部改正）

第2条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議会の議員の議員報酬および費用弁償） 第2条 （略）	（議会の議員の議員報酬および費用弁償） 第2条 （略）

2 (略)

3 弁償する費用は、旅行に要する実費とし、種目および内容は知事が別に定める。

(知事等の給与および旅費)

第3条 (略)

2～5 (略)

6 知事等の旅費は、旅行に要する実費を支給するものとし、種目および内容は知事が別に定める。

(教育委員会の委員等の報酬および費用弁償)

第4条 (略)

2 (略)

3 弁償する費用は、旅行に要する実費とし、種目および内容は知事が別に定める。

(附属機関の委員等の報酬および費用弁償)

第5条 (略)

2 (略)

3 弁償する費用は、旅行に要する実費とし、種目および内容は知事が別に定める。

附 則

1・2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

2 (略)

3 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料(県内旅行にあっては、鉄道賃、車賃および宿泊料)とし、その額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(知事等の給与および旅費)

第3条 (略)

2～5 (略)

6 知事等の旅費は、普通旅費として鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料を、特殊旅費として移転料、着後手当および扶養親族移転料を支給するものとし、その額は、別表第2に掲げるとおりとする。

(教育委員会の委員等の報酬および費用弁償)

第4条 (略)

2 (略)

3 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料とし、その額は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、県内旅行の費用の弁償については、宿泊料および食卓料を除き、知事が別に定めるところにより支給する。

(附属機関の委員等の報酬および費用弁償)

第5条 (略)

2 (略)

3 弁償する費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料とし、その額は、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、県内旅行の費用の弁償については、宿泊料および食卓料を除き、知事が別に定めるところにより支給する。

附 則

1・2 (略)

3 特別職の職員の外国旅行の旅費は、当分の間、一般職員に準じ知事が定める

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

9 (略)	10 (略)
10 (略)	11 (略)
11 (略)	12 (略)
12 (略)	13 (略)
13 (略)	14 (略)
14 (略)	15 (略)
15 (略)	16 (略)
16 (略)	17 (略)
17 (略)	18 (略)
18 (略)	19 (略)
19 (略)	20 (略)
20 (略)	21 (略)
21 (略)	22 (略)
22 (略)	23 (略)

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

議会の議員の議員報酬

区分	議員報酬 (月額)
議長	91万円
副議長	86万円
議員	78万円

別表第2 (第3条関係)

知事等の給料

区分	給料 (月額)
知事	130万円
副知事	102万円
監査委員	61万円

別表第3 (第4条関係)

教育委員会の委員等の報酬

区分	報酬 (月額)
教育委員会の委員	16万円

選挙管理委員会の委員	委員長		15万円
	委員		14万円
監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員		32万円
	議会議員のうちから選任された委員		12万円
人事委員会の委員	委員長		17万円
	委員		16万円
公安委員会の委員	委員長		17万円
	委員		16万円
労働委員会の委員	会長		17万円
	会長代理		16万5,000円
	公益委員		16万円
	その他の委員		14万円
収用委員会の委員	会長	1日につき	1万4,000円
	委員	1日につき	1万3,000円
海区漁業調整委員会の委員	会長	1日につき	1万4,000円
内水面漁業管理委員会の委員	委員	1日につき	1万3,000円

別表第4（第5条関係）

附属機関の委員等の報酬

区分		報酬 (日額)
附属機関の委員等	委員長（これに準ずる者を含む。）	1万4,000円
	委員（その他の構成員を含む。）	1万3,000円

（福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第3条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和46年福井県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給料）</p> <p>第2条 教育長の給料は、<u>月額89万円</u>とする。</p> <p>（旅費）</p> <p>第5条 教育長の旅費は、<u>旅行に要する実費を支給するものとし、種目および内容は知事が別に定める。</u></p>	<p>（給料）</p> <p>第2条 教育長の給料は、<u>別表に掲げる額</u>とする。</p> <p>（旅費）</p> <p>第5条 教育長の旅費は、<u>普通旅費として鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料を、特殊旅費として移転料、着後手当および扶養親族移転料を支給するものとし、その額は、別表に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（外国旅行の旅費）</p> <p>第6条 <u>前条の規定にかかわらず、外国旅行（本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下この条および次条において「法」と</u></p>

いう。）第2条第1項第4号の本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間および外国における旅行をいう。以下同じ。）の旅費については、次条に定めるものを除き、法の適用を受ける国家公務員等（次項において「国家公務員等」という。）に支給される外国旅行の旅費の例による。

2 教育長の国家公務員等の職務に相当する職務は、法第2条第1項第3号に規定する指定職の職務に相当する職務とする。

第7条 外国旅行における航空賃の額は、現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。ただし、その額が次の各号に規定する額を超える場合には、当該各号に規定する額とする。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空機を運航させる航空路による旅行の場合にあっては、最上級の直近下位の級の運賃の額に相当する額

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空機を運航させる航空路による旅行の場合にあっては、上級の運賃の額に相当する額

(3) 運賃の等級を設けない航空機を運航させる航空路による旅行の場合にあっては、その運賃の額に相当する額

(4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用する場合にあっては、前3号に規定する運賃のほか、その利用に要する運賃の額に相当する額

2 前項第1号の規定に該当する場合において、目的地までの所要時間が8時間を超えるときは、同号の運賃は、最上級の運賃とすることができる。

（給与、退職手当および旅費の支給）

第8条（略）

（勤務時間その他の勤務条件）

第9条（略）

（給与、退職手当および旅費の支給）

第6条（略）

（勤務時間その他の勤務条件）

第7条（略）

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の福井県一般職等の旅費等に関する条例、第2条の規定による改正後の福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例および第3条の規定による改正後の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第4号

福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例

福井県の部制に関する条例（昭和28年福井県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 交流文化部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 海外との交流に関する事項</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>第9条 産業労働部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>	<p>第6条 交流文化部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>第9条 産業労働部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 海外との人および経済の交流に関する事項</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(福井県手数料徴収条例の一部改正)
- 福井県手数料徴収条例（平成12年福井県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																					
<p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 交流文化部関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務の区分</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>4 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項および第8条第1項の規定</u></td> <td><u>一般旅券発給手数料</u></td> <td><u>(1) (2)以外の場合</u> <u>2,300円</u> <u>（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合に</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務の区分	名称	金額	1・2 (略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)	(略)	<u>4 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項および第8条第1項の規定</u>	<u>一般旅券発給手数料</u>	<u>(1) (2)以外の場合</u> <u>2,300円</u> <u>（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合に</u>	<p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 交流文化部関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務の区分</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事務の区分	名称	金額	1・2 (略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)	(略)
事務の区分	名称	金額																				
1・2 (略)	(略)	(略)																				
3 (略)	(略)	(略)																				
<u>4 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項および第8条第1項の規定</u>	<u>一般旅券発給手数料</u>	<u>(1) (2)以外の場合</u> <u>2,300円</u> <u>（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合に</u>																				
事務の区分	名称	金額																				
1・2 (略)	(略)	(略)																				
3 (略)	(略)	(略)																				

に基づく一般旅券の 発給		<u>あつては、4,300円)</u> (2) <u>電子情報処理組織（情報通 信技術を活用した行政の推進 等に関する法律第6条第1項 に規定する電子情報処理組織 をいう。）を使用する方法に より申請をする場合</u> <u>1,900円</u> <u>(旅券法第20条第2項の 規定の適用を受ける場合に あつては、3,900円)</u>
5 <u>旅券法第9条第1 項および同条第3項 において準用する同 法第8条第1項の規 定に基づく一般旅券 の渡航先の追加</u>	<u>一般旅券渡航先 追加手数料</u>	<u>300円</u>
6 (略)	(略)	(略)
7 (略)	(略)	(略)
8 (略)	(略)	(略)
9 (略)	(略)	(略)
10 (略)	(略)	(略)

4・5 (略)

6 産業労働部関係

事務の区分	名称	金額
1～8 (略)	(略)	(略)
9から12まで 削除		

4 (略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)
6 (略)	(略)	(略)
7 (略)	(略)	(略)
8 (略)	(略)	(略)

4・5 (略)

6 産業労働部関係

事務の区分	名称	金額
1～8 (略)	(略)	(略)
9 <u>旅券法（昭和26 年法律第267号） 第3条第1項および 第8条第1項の規定 に基づく一般旅券の 発給</u>	<u>一般旅券発給手 数料</u>	(1) (2)以外の場合 <u>2,300円</u> <u>(旅券法第20条第2項の 規定の適用を受ける場合に あつては、4,300円)</u> (2) <u>電子情報処理組織（情報通 信技術を活用した行政の推進 等に関する法律第6条第1項 に規定する電子情報処理組織</u>

					をいう。)を使用する方法により申請をする場合 1,900円 (旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、3,900円)
			10 旅券法第9条第1項および同条第3項において準用する同法第8条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券渡航先追加手数料	300円
			11 削除		
			12 削除		
13～43 (略)	(略)	(略)	13～43 (略)	(略)	(略)
備考 (略) 7～9 (略)			備考 (略) 7～9 (略)		

(外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部改正)

- 3 外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例(平成16年福井県条例第49号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第1条関係) 1～3 (略) 4 公益財団法人青少年育成福井県民会議 5 公益財団法人福井県消防協会 6 公益財団法人福井県国際交流協会 7 公益財団法人福井県文化振興事業団 8 一般財団法人福井県産業廃棄物処理公社 9 一般財団法人認知症高齢者医療介護教育センター 10 公益財団法人福井県臓器移植推進財団 11 公益財団法人福井県生活衛生営業指導センター 12 公益財団法人ふくい産業支援センター 13 公益財団法人福井県労働者福祉基金協会 14 一般財団法人福井県産業会館 15～23 (略)	別表(第1条関係) 1～3 (略) 4 公益財団法人福井県文化振興事業団 5 公益財団法人青少年育成福井県民会議 6 公益財団法人福井県消防協会 7 一般財団法人福井県産業廃棄物処理公社 8 一般財団法人認知症高齢者医療介護教育センター 9 公益財団法人福井県臓器移植推進財団 10 公益財団法人福井県生活衛生営業指導センター 11 公益財団法人ふくい産業支援センター 12 公益財団法人福井県国際交流協会 13 一般財団法人福井県産業会館 14 公益財団法人福井県労働者福祉基金協会 15～23 (略)

福井県職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第5号

福井県職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 福井県職員等の退職手当に関する条例(昭和29年福井県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項または第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>15～17 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項または第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>15～17 (略)</p> <p>附 則</p>

1～29 (略)

30 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合または同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。)の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条および日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間および昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社または日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社または日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

31・32 (略)

33 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人および同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

34 旧機関(国立学校設置法の一部を改正する法律(平成14年法律第23号)による改正前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第3条第1項に規定する図書館情報大学、山梨大学および山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律(平成15年法律第29号)による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高

1～29 (略)

30 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合または同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条および日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間および昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社または日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社または日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

31・32 (略)

33 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人および同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

34 旧機関(国立学校設置法の一部を改正する法律(平成14年法律第23号)による改正前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第3条第1項に規定する図書館情報大学、山梨大学および山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律(平成15年法律第29号)による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高

知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学および宮崎医科大学ならびに同法第3条の5第2項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部および熊本大学医療技術短期大学部を含む。)の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

35～39 (略)

40 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(アに掲げる者を除く。)

とする。

41～51 (略)

知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学および宮崎医科大学ならびに同法第3条の5第2項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部および熊本大学医療技術短期大学部を含む。)の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

35～39 (略)

40 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(アに掲げる者を除く。)

とする。

41～51 (略)

(福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年福井県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（福井県職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第13条 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の福井県職員等の退職手当に関する条例（次項において「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（福井県職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第13条 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の福井県職員等の退職手当に関する条例（次項において「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の福井県職員等の退職手当に関する条例第10条第11項（同項第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（福井県職員等の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

福井県職員等の定年等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第6号

福井県職員等の定年等に関する条例の一部を改正する条例

福井県職員等の定年等に関する条例（昭和59年福井県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第5号アに規定する医療職給料</p>	<p style="text-align: center;">（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第5号アに規定する医療職給料</p>

表(1)の適用を受ける医師および歯科医師を除く。)とする。

(1) (略)

(2) 警視または警部の階級にある警察官（前号に掲げる職および人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職を除く。）

(3) (略)

表(1)の適用を受ける医師および歯科医師を除く。)とする。

(1) (略)

(2) 警視または警部の階級にある警察官（前号に掲げる職を除く。）

(3) (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第7号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日および勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（<u>第3項および第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。</u>）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者（市町村立学校職員給与負担法第1条および第2条に規定する職員については、市町教育委員会。以下同じ。）は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員および次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、<u>職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を</u></p>	<p>(週休日および勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者（市町村立学校職員給与負担法第1条および第2条に規定する職員については、市町教育委員会。以下同じ。）は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員および次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、<u>始業および終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることが</u>できる。</p>

設け、または当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項または前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、第3条第2項もしくは第3項または前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、または当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

(育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)

第8条の3 (略)

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該

4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日ならびに始業および終業の時刻について職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、および当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項および第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て、単位期間ごとの期間につき、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、および前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 12歳に達する日以降の最初の3月31日の間にある子の養育をする職員であって人事委員会規則で定めるものまたは要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をする職員

(2) 前号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会規則で定めるもの

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項または前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、第3条第2項または前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、または当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)

第8条の3 (略)

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の

請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 （略）

4 前3項の規定は、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第16条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むものに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第4項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項および前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第4項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 （略）

（病気休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間の承認）

第16条 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、介護両立支援制度等そ

業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 （略）

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、および前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 （略）

（病気休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間の承認）

第16条 （略）

その他の事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(人事委員会規則への委任)

第17条 (略)

(人事委員会規則への委任)

第17条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第8条の3第2項の規定による時間外勤務の制限に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第8号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(福井県職員恩給条例の一部改正)

第1条 福井県職員恩給条例(昭和22年福井県条例第13号)の一部を次のように改正する。

「又は」を「または」に、「但し」を「ただし」に、「其の」を「その」に、「及び」を「および」に、「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「若しくは」を「もしくは」に、「但書」を「ただし書」に、「並びに」を「ならびに」に改める。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第10条 年金たる恩給(第2号または第3号の場合にあっては通算退職年金を除く。)を受ける権利を有する者が次の各号のいずれかにあてはまるときは、その権利は消滅する。 (1) 死亡したとき。 (2) 死刑または無期もしくは3年を超える拘禁刑に処せられたとき。 (3) 国籍を失ったとき。 2 在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により拘禁刑以上の刑に処せられたときは、年金である恩給(通算退職年金を除く。)を受ける権利は消滅	第10条 年金たる恩給(第2号または第3号の場合にあっては通算退職年金を除く。)を受ける権利を有する者、次の各号のいずれかにあてはまるときはその権利は消滅する。 (1) 死亡したとき (2) 死刑または無期もしくは3年を超える懲役または禁錮の刑に処せられたとき き (3) 国籍を失ったとき 在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く)に因り禁錮以上の刑に処せられたときは、年金である恩給(通算退職年金を除く。)を受ける権利は消滅する

する。ただし、その在職が、退職年金を受けた後になされたものであるときは、その再在職によって生じた権利のみが消滅する。

第17条 次に掲げる年月数は在職年よりこれを除算する。

(1)～(3) (略)

(4) 退職後在職中の職務についての犯罪（過失犯を除く。）により拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数

(5) (略)

第18条 職員が次の各号のいずれかにあてはまるときは、その引き続いた在職年について恩給を受ける資格を失う。

(1) 懲戒または教員免許状ち奪の処分によりその職を免ぜられたとき。

(2) 在職中拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

第30条 退職年金は、これを受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、その間これを停止する。

(1) (略)

(2) 3年以下の拘禁刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、または執行を受けることがなくなった月まで。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは退職年金はこれを停止せず、その言渡しを取り消されたときは取消の月の翌月から刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった月までこれを停止する。

2 退職年金を受ける者が45歳に満ちる月まではその全額を、45歳に満ちる月の翌月から50歳に満ちる月まではその10分の5を、50歳に満ちる月の翌月から55歳に満ちる月まではその10分の3を停止する。

3 退職年金は、恩給法第58条ノ4第1項から第4項までの規定の例により、その年額の一部を停止する。

4 第1項第2号の規定は、公務傷病年金につきこれを準用する。

5 退職年金に公務傷病年金または第25条に規定する公務傷病一時金を併給する場合には、第2項の規定による停止は行わない。

6 公務によらない傷い疾病が第22条第3項または第25条第1項に規定する程度に達し、これがため退職した場合には、退職後5年間は第2項の規定による停止は行わない。

7 前項の期間満了で6月前までに傷い疾病が回復しない者は、同項の期間の延長を請求することができる。この場合において傷い疾病がなお前項に規定する程度にある間は、第2項の規定による停止は引き続き行わない。

。ただし、その在職が、退職年金を受けた後になされたものであるときは、その再在職に因って生じた権利のみが消滅する。

第17条 次に掲げる年月数は在職年よりこれを除算する。

(1)～(3) (略)

(4) 退職後在職中の職務についての犯罪（過失犯を除く）により禁錮以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引続いた在職年月数

(5) (略)

第18条 職員次の各号のいずれかにあてはまるときはその引続いた在職年について恩給を受ける資格を失う。

(1) 懲戒または教員免許状ち奪の処分に因りその職を免ぜられたとき

(2) 在職中禁錮以上の刑に処せられたとき

第30条 退職年金は、これを受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、その間これを停止する。

(1) (略)

(2) 3年以下の懲役または禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、または執行を受けることがなくなった月まで。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは退職年金はこれを停止せず、その言渡しを取り消されたときは取消の月の翌月から刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった月までこれを停止する。

退職年金を受ける者が45歳に満ちる月まではその全額を、45歳に満ちる月の翌月から50歳に満ちる月まではその10分の5を、50歳に満ちる月の翌月から55歳に満ちる月まではその10分の3を停止する。

退職年金は、恩給法第58条ノ4第1項から第4項までの規定の例により、その年額の一部を停止する。

第1項第2号の規定は、公務傷病年金につきこれを準用する。

退職年金に公務傷病年金または第25条に規定する公務傷病一時金を併給する場合には、第2項の規定による停止は行わない。

公務によらない傷い疾病が第22条第3項または第25条第1項に規定する程度に達し、これがため退職した場合には、退職後5年間は第2項の規定による停止は行わない。

前項の期間満了で6月前までに傷い疾病が回復しない者は、同項の期間の延長を請求することができる。この場合において傷い疾病がなお前項に規定する程度にある間は、第2項の規定による停止は引き続き行わない。

第37条 遺族年金を受ける者が3年以下の拘禁刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり、またはその執行を受けることを要しなくなった月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは遺族年金はこれを停止せず、その言渡しを取り消されたときは取消の月の翌月から刑の執行を終わり、または執行を受けることを要しなくなった月までこれを停止する。

2 前項の規定は拘禁刑以上の刑に処せられ刑の執行中またはその執行前にある者に遺族年金を給すべき事由が発生した場合についてこれを準用する。

第37条 遺族年金を受ける者3年以下の懲役または禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終りまたはその執行を受けることを要しなくなった月まで遺族年金を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは遺族年金は之を停止せず、その言渡しを取消されたときは取消の月の翌月から刑の執行を終りまたは執行を受けることを要しなくなった月までこれを停止する。

前項の規定は禁錮以上の刑に処せられ刑の執行中またはその執行前にある者に遺族年金を給すべき事由が発生した場合についてこれを準用する。

(集会、集団行進および集団示威運動に関する条例の一部改正)

第2条 集会、集団行進および集団示威運動に関する条例(昭和25年福井県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第6条 第2条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者、または第1条の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第1項ただし書の規定による条件または同条第2項の規定による処分に違反して行われた集会、集団行進または集団示威運動の主催者、指導者または扇動者は、1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第6条 第2条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者、または第1条の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第1項ただし書の規定による条件または同条第2項の規定による処分に違反して行われた集会、集団行進または集団示威運動の主催者、指導者または扇動者は、1年以下の懲役もしくは禁錮または30万円以下の罰金に処する。

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者については、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者については、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの 第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(福井県職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 福井県職員等の退職手当に関する条例（昭和29年福井県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項または第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項または第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的</p>

に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条および第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以

に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条および第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上

上の刑に処せられたとき。
 (2)・(3) (略)
 2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)
 第17条 (略)
 2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 (略)

の刑に処せられたとき。
 (2)・(3) (略)
 2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)
 第17条 (略)
 2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 (略)

(金属くず営業条例の一部改正)

第5条 金属くず営業条例(昭和32年福井県条例第32号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第27条 第5条もしくは第13条の規定に違反し、または第21条の規定による処分に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または10万円以下の罰金に処する。</p> <p>第28条 第15条、第16条第1項または第24条の規定に違反した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>または5万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第27条 第5条もしくは第13条の規定に違反し、または第21条の規定による処分に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>または10万円以下の罰金に処する。</p> <p>第28条 第15条、第16条第1項または第24条の規定に違反した者は、3月以下の<u>懲役</u>または5万円以下の罰金に処する。</p>

(福井県立自然公園条例の一部改正)

第6条 福井県立自然公園条例(昭和33年福井県条例第53号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定認定機関)</p> <p>第25条 (略) 2 (略)</p>	<p>(指定認定機関)</p> <p>第25条 (略) 2 (略)</p>

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
 (1)~(3) (略)
 (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、または自然公園法、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、この条例もしくは福井県自然環境保全条例（昭和48年福井県条例第1号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 (5)・(6) (略)
 4~6 (略)

第52条 第33条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処する。
 第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。
 (1)~(3) (略)
 第54条 第28条第1項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
 (1)~(3) (略)
 (4) 禁錮以上の刑に処せられ、または自然公園法、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、この条例もしくは福井県自然環境保全条例（昭和48年福井県条例第1号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 (5)・(6) (略)
 4~6 (略)

第52条 第33条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。
 第53条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。
 (1)~(3) (略)
 第54条 第28条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(福井県迷惑行為等の防止に関する条例の一部改正)

第7条 福井県迷惑行為等の防止に関する条例（昭和38年福井県条例第13号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。 (1)~(4) (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 (1)~(5) (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。 (1)~(4) (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 (1)~(5) (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。</p>

(福井県青少年愛護条例の一部改正)

第8条 福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第51条 第35条第1項の規定に違反した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> または100万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 3～6 (略)	(罰則) 第51条 第35条第1項の規定に違反した者は、2年以下の <u>懲役</u> または100万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 3～6 (略)

(福井県屋外広告物条例の一部改正)

第9条 福井県屋外広告物条例(昭和39年福井県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2～4 (略)	(罰則) 第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2～4 (略)

(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第10条 福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和41年福井県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第16条 (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 第17条の2の規定によりその適用を受ける福井県職員の例によることとされる福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第	(期末手当) 第16条 (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 第17条の2の規定によりその適用を受ける福井県職員の例によることとされる福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第

24号) 第21条の3第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(退職手当)

第18条 (略)

2 (略)

3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当については、支払われる前にあってはその全部または一部を支給しないこととすることができ、支払われた後にあっては返納または納付をさせることができる。

(1) 刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

4~9 (略)

24号) 第21条の3第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(退職手当)

第18条 (略)

2 (略)

3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当については、支払われる前にあってはその全部または一部を支給しないこととすることができ、支払われた後にあっては返納または納付をさせることができる。

(1) 刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) (略)

4~9 (略)

(福井県心身障がい者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

第11条 福井県心身障がい者扶養共済制度に関する条例(昭和44年福井県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年金の支給停止)</p> <p>第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障がい者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(年金の支給停止)</p> <p>第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障がい者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>懲役または禁錮の刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) (略)</p>

(福井県自然環境保全条例の一部改正)

第12条 福井県自然環境保全条例(昭和48年福井県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第35条 <u>次の各号のいずれかに</u>該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>または30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)~(3) (略)</p>	<p>第35条 <u>次の各号の一に</u>該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>または30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)~(3) (略)</p>

(福井県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第13条 福井県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年福井県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第16条 次各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	(罰則) 第16条 次各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

(福井県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第14条 福井県拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成5年福井県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第11条 次各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> または20万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 (略)	(罰則) 第11条 次各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> または20万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 (略)

(福井県公害防止条例の一部改正)

第15条 福井県公害防止条例（平成8年福井県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第56条 第16条、第20条第1項、第29条第1項、第30条第1項または第40条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。 第57条 次各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> または30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> または20万円以下の罰金に処する。 第58条 第13条、第15条、第22条または第24条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> または20万円以下の罰金に処する。	第56条 第16条、第20条第1項、第29条第1項、第30条第1項または第40条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。 第57条 次各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> または30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の <u>禁錮</u> または20万円以下の罰金に処する。 第58条 第13条、第15条、第22条または第24条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、3月以下の <u>懲役</u> または20万円以下の罰金に処する。

(福井県情報公開条例の一部改正)

第16条 福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第40条 第21条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第40条 第21条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。

(福井県ふぐの処理に関する条例の一部改正)

第17条 福井県ふぐの処理に関する条例(平成12年福井県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> または30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 3 (略)	(罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> または30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 3 (略)

(福井県土採取規制条例の一部改正)

第18条 福井県土採取規制条例(平成12年福井県条例第106号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)	(罰則) 第24条 次の各号の <u>一</u> に該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略)

(福井県個人情報保護審査会条例の一部改正)

第19条 福井県個人情報保護審査会条例(平成14年福井県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第12条 第4条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第12条 第4条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。

(砂防指定地管理条例の一部改正)

第20条 砂防指定地管理条例(平成15年福井県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第17条 <u>次の各号のいずれかに</u>該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または2万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第17条 <u>次の各号の一に</u>該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>もしくは<u>禁錮</u>または2万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

(福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

第21条 福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例(平成16年福井県条例第18号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第32条 第29条第1項または第2項の規定に違反した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>または30万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第32条 第29条第1項または第2項の規定に違反した者は、3月以下の<u>懲役</u>または30万円以下の罰金に処する。</p>

(福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例の一部改正)

第22条 福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例(平成17年福井県条例第67号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第31条 第13条または第18条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第32条 第20条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>または30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第33条 第10条第1項または第3項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>または20万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第31条 第13条または第18条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第32条 第20条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>または30万円以下の罰金に処する。</p> <p>第33条 第10条第1項または第3項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>懲役</u>または20万円以下の罰金に処する。</p>

(福井県統計調査条例の一部改正)

第23条 福井県統計調査条例(平成20年福井県条例第48号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第16条 <u>次の各号のいずれかに</u>該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条 第9条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己または第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第18条 <u>次の各号のいずれかに</u>該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>または50万</p>	<p>(罰則)</p> <p>第16条 <u>次の各号のいずれかに</u>該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条 第9条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己または第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第18条 <u>次の各号のいずれかに</u>該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>または50万円</p>

円以下の罰金に処する。
(1)・(2) (略)

以下の罰金に処する。
(1)・(2) (略)

(福井県暴力団排除条例の一部改正)

第24条 福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 (略)	(罰則) 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 2 (略)

(福井県行政不服審査会条例の一部改正)

第25条 福井県行政不服審査会条例(平成27年福井県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第8条 第4条第7項の規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第8条 第4条第7項の規定に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。

(福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第26条 福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年福井県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第53条 職員もしくは職員であった者、第10条第2項もしくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> または100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> または50万円以下の罰金に処する。	第53条 職員もしくは職員であった者、第10条第2項もしくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> または100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第27条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)または旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第28条 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例第21条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)および第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(福井県職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の福井県職員等の退職手当に関する条例第13条第1項および第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)ならびに第17条第4項ならびに福井県職員等の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第10条の規定による改正後の福井県企業職員の給与の種類および基準に関する条例第18条第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第9号

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年福井県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

1～3 (略)
4 健康福祉部関係

事務	市町
1～5 (略)	(略)
6 (略)	(略)

1～3 (略)
4 健康福祉部関係

事務	市町
1～5 (略)	(略)
6 (略)	(略)
7 水道法(昭和32年法律第177号。以下この項中「法」という。)に基づく、次に掲げる事務(2以上の市町の区域に係るものを除く。)	永平寺町、池田町および越前町
(1) 法第32条の規定による専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合するものであることの確認に関する事務	
(2) 法第33条第3項の規定による記載事項の変更の届出の受理に関する事務	
(3) 法第33条第5項の規定による専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合する旨または適合しない旨の通知に関する事務	
(4) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による給水開始前の届出の受理に関する事務	
(5) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務の委託等の届出の受理に関する事務	
(6) 法第36条第1項の規定による専用水道の施設の改善の指示に関する事務	
(7) 法第36条第2項の規定による専用水道の水道技術管理者の変更の勧告に関する事務	
(8) 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の管理に関する清掃その他の必要な措置の指示に関する事務	
(9) 法第37条の規定による専用水道または簡易専用水道による給水の停止命令に関する事務	
(10) 法第39条第2項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収および立入検査に関する事務	
(11) 法第39条第3項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収および立入検査に関する事務	

<u>7</u> (略)	(略)
<u>8</u> (略)	(略)
<u>9</u> (略)	(略)
<u>10</u> (略)	(略)
<u>11</u> (略)	(略)
<u>12</u> (略)	(略)
<u>13</u> (略)	(略)
<u>14</u> (略)	(略)
<u>15</u> (略)	(略)
<u>16</u> (略)	(略)
<u>17</u> (略)	(略)
<u>18</u> (略)	(略)
<u>19</u> (略)	(略)
<u>20</u> (略)	(略)
<u>21</u> (略)	(略)
<u>22</u> (略)	(略)
<u>23</u> (略)	(略)
<u>24</u> (略)	(略)
<u>25</u> (略)	(略)
<u>26</u> (略)	(略)
<u>27</u> (略)	(略)
<u>28</u> (略)	(略)
<u>29</u> (略)	(略)
<u>30</u> (略)	(略)

5 (略)

6 農林水産部関係

事務	市町
1～6 (略)	(略)
7 農地法（以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務	池田町および南越前町

<u>8</u> (略)	(略)
<u>9</u> (略)	(略)
<u>10</u> (略)	(略)
<u>11</u> (略)	(略)
<u>12</u> (略)	(略)
<u>13</u> (略)	(略)
<u>14</u> (略)	(略)
<u>15</u> (略)	(略)
<u>16</u> (略)	(略)
<u>17</u> (略)	(略)
<u>18</u> (略)	(略)
<u>19</u> (略)	(略)
<u>20</u> (略)	(略)
<u>21</u> (略)	(略)
<u>22</u> (略)	(略)
<u>23</u> (略)	(略)
<u>24</u> (略)	(略)
<u>25</u> (略)	(略)
<u>26</u> (略)	(略)
<u>27</u> (略)	(略)
<u>28</u> (略)	(略)
<u>29</u> (略)	(略)
<u>30</u> 削除	
<u>31</u> (略)	(略)
<u>32</u> (略)	(略)

5 (略)

6 農林水産部関係

事務	市町
1～6 (略)	(略)
7 農地法（以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務	池田町および南越前町

(1)~(3) (略)	
(4) 法第5条第3項において準用する法第4条第7項の規定による条件の付加（前号に係るものに限る。）に関する事務	
(5)~(7) (略)	
(8) 法第50条の規定による報告（前各号および次号から第13号までに係るものに限る。）に関する事務	
(9)・(10) (略)	
(11) 法第51条第3項の規定による公表（第9号に係るものに限る。）に関する事務	
(12) 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置および公告（第9号に係るものに限る。）に関する事務	
(13) 法第51条第5項および第6項の規定による費用の徴収（前号に係るものに限る。）に関する事務	
8~10 (略)	(略)

7 土木部関係

事務	市町
1~7 (略)	(略)
8 (略)	(略)
9 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務（2以上の市町の区域に係るものを除く。）	永平寺町、池田町および越前町
(1) 法第32条の規定による専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合するものであることの確認に関する事務	
(2) 法第33条第3項の規定による記載事項の変更の届出の受理に関する事務	
(3) 法第33条第5項の規定による専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合する旨または適合しない旨の通知に関する事務	
(4) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による給水開始前の届出の受理に関する事務	

(1)~(3) (略)	
(4) 法第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定による条件の付加（前号に係るものに限る。）に関する事務	
(5)~(7) (略)	
(8) 法第50条の規定による報告（前各号および次号から第12号までに係るものに限る。）に関する事務	
(9)・(10) (略)	
(11) 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置および公告（第9号に係るものに限る。）に関する事務	
(12) 法第51条第4項および第5項の規定による費用の徴収（前号に係るものに限る。）に関する事務	
8~10 (略)	(略)

7 土木部関係

事務	市町
1~7 (略)	(略)
8 (略)	(略)

(5) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務の委託等の届出の受理に関する事務			
(6) 法第36条第1項の規定による専用水道の施設の改善の指示に関する事務			
(7) 法第36条第2項の規定による専用水道の水道技術管理者の変更の勧告に関する事務			
(8) 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の管理に関する清掃その他の必要な措置の指示に関する事務			
(9) 法第37条の規定による専用水道または簡易専用水道による給水の停止命令に関する事務			
(10) 法第39条第2項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収および立入検査に関する事務			
(11) 法第39条第3項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収および立入検査に関する事務			
<u>10</u> (略)	(略)	<u>9</u> (略)	(略)
<u>11</u> (略)	(略)	<u>10</u> (略)	(略)
<u>12</u> (略)	(略)	<u>11</u> (略)	(略)
<u>13</u> (略)	(略)	<u>12</u> (略)	(略)
<u>14</u> (略)	(略)	<u>13</u> (略)	(略)
<u>15</u> (略)	(略)	<u>14</u> (略)	(略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第4号の表および第7号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第10号

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 福井県個人番号の利用等に関する条例（平成27年福井県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
1～3 (略)	(略)
4 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定および実施、就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5～11 (略)	(略)
12 (略)	(略)
13 知事	<u>先天性血液凝固因子欠乏症または血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
14 (略)	(略)
15 (略)	(略)
16 (略)	(略)
17 (略)	(略)
18 (略)	(略)
19 (略)	(略)

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	別表第1の2の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護法による保護の実施または就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施または就労自

執行機関	事務
1～3 (略)	(略)
4 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定および実施、就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5～11 (略)	(略)
12 (略)	(略)
13 (略)	(略)
14 (略)	(略)
15 (略)	(略)
16 (略)	(略)
17 (略)	(略)
18 (略)	(略)

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	別表第1の2の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護法による保護の実施または就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施または就労自

		立給付金もしくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの			立給付金もしくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 知事	別表第1の4の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助もしくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付もしくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けもしくは給付金の支給、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給、生活保護法による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当、特別障害者	2 知事	別表第1の4の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助もしくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付もしくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けもしくは給付金の支給、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給、生活保護法による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは <u>進学準備給付金</u> の支給、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当、特別障害者手当も

		手当もしくは特別児童扶養手当の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費、支援給付もしくは配偶者支援金の支給または原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3～6	(略)	(略)

		しくは特別児童扶養手当の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費、支援給付もしくは配偶者支援金の支給または原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3～6	(略)	(略)

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1・2	(略)	(略)	(略)
3 教育委員会	別表第1の <u>14</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	別表第1の <u>15</u> の項	知事	外国人生活保護

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1・2	(略)	(略)	(略)
3 教育委員会	別表第1の <u>13</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	別表第1の <u>14</u> の項	知事	外国人生活保護

	に掲げる事務であって規則で定めるもの		関係情報であって規則で定めるもの		に掲げる事務であって規則で定めるもの		関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	別表第1の <u>17</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	5 教育委員会	別表第1の <u>16</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	別表第1の <u>18</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	6 教育委員会	別表第1の <u>17</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 (略)	(略)	(略)	(略)	7 (略)	(略)	(略)	(略)

第2条 福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
1～8 (略)	(略)	1～8 (略)	(略)
9 (略)	(略)	9 (略)	(略)
<u>10</u> (略)	(略)	<u>10</u> 知事	肝炎の治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>11</u> (略)	(略)	<u>11</u> 知事	肝炎の検査に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>12</u> (略)	(略)	<u>12</u> 知事	肝がんまたは肝硬変(重度のものに限る。)の治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>13</u> (略)	(略)	<u>13</u> (略)	(略)
<u>14</u> (略)	(略)	<u>14</u> (略)	(略)
<u>15</u> (略)	(略)	<u>15</u> (略)	(略)
		<u>16</u> (略)	(略)
		<u>17</u> (略)	(略)
		<u>18</u> (略)	(略)

16 (略) (略)

別表第3 (第4条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1・2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 教育委員会	別表第1の <u>11</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	別表第1の <u>12</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	別表第1の <u>14</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	別表第1の <u>15</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 (略)	(略)	(略)	(略)

19 (略) (略)

別表第3 (第4条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1・2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 教育委員会	別表第1の <u>14</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	別表第1の <u>15</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	別表第1の <u>17</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	別表第1の <u>18</u> の項に掲げる事務であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 (略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条および次項の規定 令和7年4月1日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日
(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 住民基本台帳法施行条例(平成14年福井県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1 (第2条関係) 1～10 (略)	別表第1 (第2条関係) 1～10 (略) <u>11 県が実施する先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に関する事務であって規則で定めるもの</u>

福井県青少年愛護条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第11号

福井県青少年愛護条例の一部を改正する条例

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 18歳に達するまでの者をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(旅館業等を営む者の届出)</p> <p>第38条 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者（風営法第2条第6項第4号の営業を営む者を除く。）<u>ならびに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者および同条第7項に規定する住宅宿泊管理業者（次条において「旅館業等を営む者」という。）</u>は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動が明らかに不審であると認められる青少年が宿泊した場合は、速やかに健康福祉センター所長、児童・女性相談所長、嶺南振興局敦賀児童相談所長、青少年愛護センター所長または警察官に届け出るように努めなければならない。</p> <p>(物品の販売業者等の責務)</p> <p>第39条 物品の販売業を営む者、興行場を経営する者、質屋、古物商、貸金業者、<u>旅館業等を営む者</u>または理容業もしくは美容業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第1項第2号または第3号に規定する営業をいう。）を営む者は、青少年に対する営業に関し、当該営業に係る地域の小学校、中学校その他の教育機関および児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所その他の行政機関と密接な連絡を図り、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 <u>小学校就学の始期から18歳に達するまでの者（民法（明治29年法律第89号）の規定により成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）</u>をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(旅館業等を営む者の届出)</p> <p>第38条 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者（風営法第2条第6項第4号の営業を営む者を除く。）は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動が明らかに不審であると認められる青少年が宿泊した場合は、速やかに健康福祉センター所長、児童・女性相談所長、嶺南振興局敦賀児童相談所長、青少年愛護センター所長または警察官に届け出るように努めなければならない。</p> <p>(物品の販売業者等の責務)</p> <p>第39条 物品の販売業を営む者、興行場を経営する者、質屋、古物商、貸金業者、<u>前条に規定する旅館業を営む者</u>または理容業もしくは美容業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第1項第2号または第3号に規定する営業をいう。）を営む者は、青少年に対する営業に関し、当該営業に係る地域の小学校、中学校その他の教育機関および児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所その他の行政機関と密接な連絡を図り、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。</p>

(インターネットの利用に係る保護者等の責務)
 第43条の2 (略)
 2 (略)
 3 特定電気通信役務提供者(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)およびインターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)の販売または貸付けを業とする者(次項において「特定電気通信役務提供者等」という。)は、特定電気通信役務の提供または当該端末設備の販売もしくは貸付けの契約(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約を除く。)を締結する際に、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認するように努めなければならない。
 4・5 (略)

(インターネットの利用に係る保護者等の責務)
 第43条の2 (略)
 2 (略)
 3 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)およびインターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)の販売または貸付けを業とする者(次項において「特定電気通信役務提供者等」という。)は、特定電気通信役務の提供または当該端末設備の販売もしくは貸付けの契約(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約を除く。)を締結する際に、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認するように努めなければならない。
 4・5 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第43条の2第3項の改正規定は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第25号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第12号

福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成24年福井県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定居宅サービスの事業の一般原則)	(指定居宅サービスの事業の一般原則)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)

5 指定居宅サービス事業者（指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者および指定特定施設入居者生活介護事業者を除く。）は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催する場合を含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

5 指定居宅サービス事業者（指定特定施設入居者生活介護事業者を除く。）は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

（福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成24年福井県条例第61号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定介護予防サービス事業者（<u>指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者および指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者を除く。</u>）は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して開催する場合を含む。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定介護予防サービス事業者（指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者を除く。）は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福井県立社会福祉施設に関する条例および福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第13号

福井県立社会福祉施設に関する条例および福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
 （福井県立社会福祉施設に関する条例の一部改正）

第1条 福井県立社会福祉施設に関する条例（昭和33年福井県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(心身障がい児総合療育施設)

第6条の2 (略)

2 心身障がい児総合療育施設の名称、区分、定員および位置は、次のとおりとする。

名称	区分		定員	位置
福井県こども療育センター	療育相談センター			福井市
	医療型障害児入所施設	入所	22人	
		短期入所(空床型)		
児童発達支援センター		40人		

3 福井県こども療育センターは、児童福祉法第42条第2号の医療型障害児入所施設および同法第43条の児童発達支援センターとする。

(福井県こども療育センターの使用料等)

第17条 (略)

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、第1項の使用料または手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を受ける場合 同法第29条第1項に規定する特定費用であって規則で定める額および同条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受ける場合 同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用であって規則で定める額および同条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(3)・(4) (略)

(5) 一般診断書の交付を受ける場合 1通につき 1,650円

(6) 特殊診断書の交付を受ける場合 1通につき 3,300円

4 (略)

(福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例の一部改正)

改正前

(心身障がい児総合療育施設)

第6条の2 (略)

2 心身障がい児総合療育施設の名称、区分、定員および位置は、次のとおりとする。

名称	区分		定員	位置
福井県こども療育センター	療育相談センター			福井市
	医療型障害児入所施設	入所	50人	
		短期入所	5人	
	福祉型児童発達支援センター		40人	
児童発達支援・生活介護事業所		15人		

3 福井県こども療育センターは、児童福祉法第42条第2号の医療型障害児入所施設、同法第43条第1号の福祉型児童発達支援センターならびに同法第6条の2第2項に規定する児童発達支援および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)を提供する施設とする。

(福井県こども療育センターの使用料等)

第17条 (略)

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、第1項の使用料または手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 生活介護および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を受ける場合 同法第29条第1項に規定する特定費用であって規則で定める額および同条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援を受ける場合 同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用であって規則で定める額および同条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(3)・(4) (略)

(5) 一般診断書の交付を受ける場合 1通につき 230円

(6) 特殊診断書の交付を受ける場合 1通につき 580円

4 (略)

第2条 福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例（平成12年福井県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>福井県障がい福祉・精神保健相談所の設置および管理に関する条例</u> (<u>福井県障がい福祉・精神保健相談所の設置等</u>)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の相談および援助に関する事務を分掌させるため、<u>福井県障がい福祉・精神保健相談所</u>（以下「<u>障がい福祉・精神保健相談所</u>」という。）を設置する。</p> <p>2 <u>障がい福祉・精神保健相談所</u>は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の身体障害者更生相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の知的障害者更生相談所および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センターとする。</p> <p style="text-align: center;">(障がい福祉・精神保健相談所の位置および所管区域)</p> <p>第2条 <u>障がい福祉・精神保健相談所</u>は、福井市に置く。</p> <p>2 <u>障がい福祉・精神保健相談所</u>の所管区域は、福井県の区域とする。</p> <p style="text-align: center;">(使用料)</p> <p>第3条 <u>障がい福祉・精神保健相談所</u>において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第2項第2号に掲げる業務に付随する診療を受けようとする者は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第4条 <u>障がい福祉・精神保健相談所</u>において診断書の交付を依頼しようとする者は、1通につき<u>1,650円</u>の手数料を納付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例</u> (<u>福井県総合福祉相談所の設置等</u>)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の相談および援助に関する事務を分掌させるため、<u>福井県総合福祉相談所</u>（以下「<u>総合福祉相談所</u>」という。）を設置する。</p> <p>2 <u>総合福祉相談所</u>は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の身体障害者更生相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の知的障害者更生相談所および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センターとする。</p> <p style="text-align: center;">(総合福祉相談所の位置および所管区域)</p> <p>第2条 <u>総合福祉相談所</u>は、福井市に置く。</p> <p>2 <u>総合福祉相談所</u>の所管区域は、福井県の区域とする。</p> <p style="text-align: center;">(使用料)</p> <p>第3条 <u>総合福祉相談所</u>において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第2項第2号に掲げる業務に付随する診療を受けようとする者は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第4条 <u>総合福祉相談所</u>において診断書の交付を依頼しようとする者は、1通につき<u>1,640円</u>の手数料を納付しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

福井県一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第14号

福井県一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法および一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童・女性相談所長および一時保護施設の管理者を含む。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

(最低基準および一時保護施設)

第4条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、または運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者および地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項または第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生およびこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(一時保護施設の基準)

第6条 一時保護施設の設備および運営の基準は、この条例に定めるものを除くほか、基準府令（基準府令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福井県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第15号

福井県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

福井県社会福祉審議会条例（平成12年福井県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(臨時委員)	(臨時委員)

第5条 審議会に、法第9条第1項の特別の事項（以下「特別の事項」という。）を調査審議するため、臨時委員を置く。

（専門部会）

第11条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の表の右欄に掲げる事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に同表の左欄に掲げる専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

専門部会名	調査審議する事項
権利擁護部会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号りに掲げる業務に関する事項
児童相談部会	児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項

- 2 専門部会に属すべき委員および臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 審議会は、第1項の表の右欄に掲げる事項に関して知事の諮問を受けたときは、当該事項を調査審議する専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第5条 審議会に、法第8条第2項の特別の事項（以下「特別の事項」という。）を調査審議するため、臨時委員を置く。

（児童相談部会）

第11条 審議会は、知事の諮問に応じ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項に規定する措置（以下「措置」という。）に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に児童相談部会を置く。

- 2 児童相談部会に属すべき委員および臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 審議会は、措置に関して知事の諮問を受けたときは、児童相談部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第16号

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

第1条 福井県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年福井県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係） 幼稚園または保育所等に係る基準			別表第1（第3条関係） 幼稚園または保育所等に係る基準		
区分		基準	区分		基準
1 職員に関する基準	(1) 職員の設置に係る基準	教育および保育に従事する者を、次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じそ	1 職員に関する基準	(1) 職員の設置に係る基準	教育および保育に従事する者を、次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じそ

	<p>それぞれ同表の右欄に掲げる数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た数）を順次に合算して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）以上置くものであること。ただし、その数が2未満のときは、2以上置くものであること。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1歳以上3歳未満の子ども</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3歳以上4歳未満の子ども</td> <td>左欄に掲げる子どもの数を<u>15</u>で除して得た数</td> </tr> <tr> <td>4歳以上の子ども</td> <td>左欄に掲げる子どもの数を<u>25</u>で除して得た数</td> </tr> </table>	(略)	(略)	1歳以上3歳未満の子ども	(略)	3歳以上4歳未満の子ども	左欄に掲げる子どもの数を <u>15</u> で除して得た数	4歳以上の子ども	左欄に掲げる子どもの数を <u>25</u> で除して得た数
(略)	(略)								
1歳以上3歳未満の子ども	(略)								
3歳以上4歳未満の子ども	左欄に掲げる子どもの数を <u>15</u> で除して得た数								
4歳以上の子ども	左欄に掲げる子どもの数を <u>25</u> で除して得た数								
(2)・(3) (略)	(略)								
2～5 (略)	(略)								
6 食事の提供に関する基準	<p>食事の提供は、次に掲げるところにより行うものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 栄養士または管理栄養士の栄養の指導を受けて行うものであること。</p> <p>ウ・エ (略)</p>								
7～11 (略)	(略)								

	<p>それぞれ同表の右欄に掲げる数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た数）を順次に合算して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）以上置くものであること。ただし、その数が2未満のときは、2以上置くものであること。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1歳以上3歳未満の子ども</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3歳以上4歳未満の子ども</td> <td>左欄に掲げる子どもの数を<u>20</u>で除して得た数</td> </tr> <tr> <td>4歳以上の子ども</td> <td>左欄に掲げる子どもの数を<u>30</u>で除して得た数</td> </tr> </table>	(略)	(略)	1歳以上3歳未満の子ども	(略)	3歳以上4歳未満の子ども	左欄に掲げる子どもの数を <u>20</u> で除して得た数	4歳以上の子ども	左欄に掲げる子どもの数を <u>30</u> で除して得た数
(略)	(略)								
1歳以上3歳未満の子ども	(略)								
3歳以上4歳未満の子ども	左欄に掲げる子どもの数を <u>20</u> で除して得た数								
4歳以上の子ども	左欄に掲げる子どもの数を <u>30</u> で除して得た数								
(2)・(3) (略)	(略)								
2～5 (略)	(略)								
6 食事の提供に関する基準	<p>食事の提供は、次に掲げるところにより行うものであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 栄養士の栄養の指導を受けて行うものであること。</p> <p>ウ・エ (略)</p>								
7～11 (略)	(略)								

(福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例（平成26年福井県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の数等)	(職員の数等)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育および保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
3・4 (略)	(略)
備考 1～4 (略)	

4・5 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2・3 (略)

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 施行日から起算して12年間は、副園長または教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「または」とする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5～7 (略)

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

8～13 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 子どもに対する教育および保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の1の部(1)の項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の1の部(1)の項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第6条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例第6条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育および保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
3・4 (略)	(略)
備考 1～4 (略)	

4・5 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2・3 (略)

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 施行日から起算して10年間は、副園長または教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「または」とする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5～7 (略)

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

8～13 (略)

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第17号

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

福井県医師確保修学資金等貸与条例（平成20年福井県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（修学資金等の貸与）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 知事は、前項の規定により資金の貸与を受ける者が<u>15名</u>に満たない場合であって、この条例の目的を達成するため知事が必要であると認めるときは、福井大学が実施する医学部医学科の入学選抜（特定推薦入試を除く。）に合格し、入学した者であって、将来指定医療機関において医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（修学資金等の貸与）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 知事は、前項の規定により資金の貸与を受ける者が<u>10名</u>に満たない場合であって、この条例の目的を達成するため知事が必要であると認めるときは、福井大学が実施する医学部医学科の入学選抜（特定推薦入試を除く。）に合格し、入学した者であって、将来指定医療機関において医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。</p> <p>3～5（略）</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福井県薬剤師確保修学資金貸与条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第18号

福井県薬剤師確保修学資金貸与条例

（目的）

第1条 この条例は、大学の薬学を履修する課程に在学する者であって、将来指定医療機関で薬剤師として勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、県内の指定医療機関で就業する薬剤師の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定医療機関 県内の医療機関であって規則で定めるものをいう。
- (2) 修学資金 第3条に規定する者に対し、同条の規定により貸与する資金をいう。
- (3) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。

（修学資金の貸与）

第3条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者からの申請により、その者に対し修学資金を貸与することができる。

- (1) 大学において薬学の正規の課程（学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。）に在学する者であって、第4学年、第5学年または第6学年の課程を履

修しているものであること。

(2) 将来指定医療機関において薬剤師として勤務しようとする者であること。

(修学資金の貸与額等)

第4条 修学資金の貸与額は、6月につき40万円とする。

2 修学資金の貸与は、毎年度(4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。)、4月から9月までの期間分の修学資金を当該年度の5月に、10月から翌年の3月までの期間分の修学資金を当該年度の10月に行うものとする。ただし、当該修学資金の最初の貸与を行うときは、この限りでない。

(貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間は、知事が貸与を決定した日または貸与の決定を受けた者が第5学年の課程を開始した日のいずれか遅い日の属する年度の4月1日から当該者が第6学年の課程を修了する日の属する月の末日まで(当該期間が2年を超える場合は、当該4月1日から起算して2年を経過する日まで)とする。

(保証人)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けようとする者と連帯して修学資金の返還の債務を負担するものとする。

(貸与の取消し)

第7条 知事は、貸与の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すことができる。

- (1) 大学を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の停止)

第8条 知事は、貸与の決定を受けた者が休学し、または停学の処分を受けたとき(その期間が1月以上の場合に限る。)は、休学し、または停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間(以下「停止期間」という。)に係る修学資金について、規則で定めるところにより、その貸与を行わないものとする。この場合において、停止期間に係る分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、規則で定めるところにより、復学した日の属する月の翌月以後の期間に係る修学資金として貸与されたものとみなす。

2 停止期間は、貸与期間に算入しないものとする。

(返還)

第9条 修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の額と、その額に貸与を受けた日から当該各号に該当する事由が生じた日(以下「発生日」という。)までの日数に応じ年10パーセントの割合を乗じて得た額との合計額を返還しなければならない。

- (1) 第7条の規定により貸与が取り消されたとき。
- (2) 貸与期間が終了したとき(前号に該当する場合を除く。)
- (3) 次条の規定による返還の猶予を受けることができなくなったとき。

2 前項の規定による返還は、発生日の属する月の翌月から起算して貸与期間の2分の1に相当する期間(次条の規定により修学資金の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、月賦または半年賦の均等返還により行うものとする。ただし、繰上げ返還をすることを妨げない。

(返還の猶予)

第10条 知事は、被貸与者が次条第1項第1号に掲げる場合に該当し、同項の規定により修学資金の返還の免除を受ける見込みがあると認められるときは、その間

修学資金の返還を猶予するものとする。

2 知事は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときは、その間修学資金の返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第11条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額の修学資金の返還を免除するものとする。

(1) 次のいずれにも該当するとき 修学資金の全額

ア 第6学年の課程を修了した後、1年6月以内に薬剤師法(昭和35年法律第146号)第3条に規定する薬剤師の免許を受けること。

イ アの免許を受けた後、直ちに、指定医療機関で薬剤師として勤務を開始すること。

ウ 指定医療機関において薬剤師として勤務した期間(次に掲げる事由により薬剤師として勤務しなかった期間を除く。)と使用者から出向、転勤その他の指定医療機関において薬剤師として勤務しないこととなる異動を命ぜられた期間とを合算した期間が3年に達すること。

(ア) 災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により薬剤師として勤務できなかった場合

(イ) (ア)に掲げる場合のほか、被貸与者の責めに帰することができないと認められる理由その他知事が特に認める理由により指定医療機関において薬剤師として勤務できなかった場合

エ 規則で定める研修プログラムを修了すること。

(2) 被貸与者が、前条第1項の規定による猶予を受けている期間中に業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障により薬剤師として勤務することができなくなったとき 知事が相当と認める額

2 知事は、前項各号に掲げる場合を除くほか、被貸与者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により修学資金を返還することができないと認めるときは、修学資金の全部または一部の返還を免除することができる。

(延滞利息)

第12条 被貸与者は、正当な理由がなくて返還すべき額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(延滞利息の割合の特例)

2 当分の間、第12条に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

(福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例の一部改正)

3 福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例(令和6年福井県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(返還の免除) 第9条 (略)	(返還の免除) 第9条 (略)

2 (略)

3 被貸与者が福井県薬剤師確保修学資金貸与条例（令和7年福井県条例第18号）第3条の規定による修学資金の貸与を受けていた場合であって、同条例第11条第1項第1号の規定による修学資金の返還の免除を受けることができるときは、第1項第1号の規定による在職期間の算定に当たっては、同号の指定医療機関において薬剤師として勤務した期間から3年を除くものとする。

2 (略)

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第19号

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例（昭和60年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
1 設備等			1 設備等		
区分	算定基礎	金額（単位円）	区分	算定基礎	金額（単位円）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
万能材料試験機	(略)	(略)	万能材料試験機	(略)	(略)
<u>金属材料試験機</u>	<u>1時間につき</u>	<u>3,900</u>			
小型5軸マシニングセンタ	(略)	(略)	小型5軸マシニングセンタ	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ワイヤソー	(略)	(略)	ワイヤソー	(略)	(略)
<u>曲げ加工機</u>	<u>1時間につき</u>	<u>4,000</u>	<u>工具測定器</u>	<u>1時間につき</u>	<u>2,890</u>
金属製品計測システム	(略)	(略)	金属製品計測システム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
超精密マイクロ加工システム	(略)	(略)	超精密マイクロ加工システム	(略)	(略)
			<u>マイクロアクチュエータシステム</u>	<u>1時間につき</u>	<u>780</u>

ガルバノスキャナ	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
光造形装置	(略)	(略)
石こう積層造形装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ミリ波モジュール	(略)	(略)
大動変位振動試験機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
トウプレメント装置	(略)	(略)
微量融点測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
摩擦試験機	(略)	(略)
摩耗強さ評価試験機	1時間につき	400
生物顕微鏡	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
帯電測定装置	(略)	(略)
卓上走査型電子顕微鏡	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
素地調整評価装置	(略)	(略)
動的接触性測定システム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

ガルバノスキャナ	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
光造形装置	(略)	(略)
フルカラー3次元プリンター	1時間につき	1,860
石こう積層造形装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ミリ波モジュール	(略)	(略)
光学測定検査装置	1時間につき	2,070
大動変位振動試験機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
トウプレメント装置	(略)	(略)
超臨界CO2システム	1時間につき	1,100
微量融点測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
摩擦試験機	(略)	(略)
生物顕微鏡	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
帯電測定装置	(略)	(略)
電子顕微鏡	1時間につき	930
卓上走査型電子顕微鏡	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
素地調整評価装置	(略)	(略)
溶液1H専用45メガヘルツ磁気共鳴システム	1時間につき	880
動的接触性測定システム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

細幅織物用電子部品実装装置	(略)	(略)
革新織機 (レピアルーム)	(略)	(略)
エアージェットルーム	1時間につき	1,000
積極リジットレピアルーム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
3次元動作解析装置	(略)	(略)
ホットプレス機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
かくはん機	(略)	(略)
回転型乾燥機	(略)	(略)
抄紙技術評価システム	(略)	(略)
分光老化試験機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
蛍光X線膜厚計	(略)	(略)
微小透過・反射率測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
FT-IRイメージングシステム (1点A TR)	(略)	(略)

細幅織物用電子部品実装装置	(略)	(略)
スリッターマシン	1時間につき	1,460
革新織機 (レピアルーム)	(略)	(略)
2重ビームレピア	1時間につき	810
積極リジットレピアルーム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
3次元動作解析装置	(略)	(略)
ラクソー	1時間につき	260
自動2面かんな盤	1時間につき	830
ホットプレス機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
かくはん機	(略)	(略)
パネルソー	1時間につき	420
大型吸引鑄造機	1時間につき	720
マルチカラー鑄造機	1時間につき	650
回転型乾燥機	(略)	(略)
和紙材料煮沸処理装置	1時間につき	160
抄紙技術評価システム	(略)	(略)
サンシャインウェザーメーター	1時間につき	5,070
分光老化試験機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
蛍光X線膜厚計	(略)	(略)
光学膜特性解析装置	1時間につき	1,390
微小透過・反射率測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
FT-IRイメージングシステム (1点A TR)	(略)	(略)

ケミルミネッセンスアナライザー	(略)	(略)
多層膜組成分析装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
セラミックス表面観察解析装置	(略)	(略)
熱変形温度測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ワックス圧入機	(略)	(略)
グロスカレンダー	(略)	(略)
蒸気吸着装置	(略)	(略)
高分子機能解析装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
漆精製改質装置	(略)	(略)
プルオフ試験機	(略)	(略)
セラミックス熱分析装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
粉体積層加圧装置	(略)	(略)

近赤外蛍光分光測定装置	1時間につき	1,560
ケミルミネッセンスアナライザー	(略)	(略)
フッ素化表面観察装置	1時間につき	1,050
多層膜組成分析装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
セラミックス表面観察解析装置	(略)	(略)
高分子熱特性測定装置	1時間につき	3,470
熱変形温度測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ワックス圧入機	(略)	(略)
オートクレーブ	1時間につき	320
赤外線乾燥機	1時間につき	380
グロスカレンダー	(略)	(略)
フレキシブルブレードコーター	1時間につき	100
回転式電気炉	1時間につき	320
脱泡機	1時間につき	100
蒸気吸着装置	(略)	(略)
真空溶融加圧鋳造装置	1時間につき	1,100
高分子機能解析装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
漆精製改質装置	(略)	(略)
碁盤目はく離試験機	1時間につき	110
プルオフ試験機	(略)	(略)
熱定数測定装置	1時間につき	650
セラミックス熱分析装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
粉体積層加圧装置	(略)	(略)

動弾性係数測定装置	(略)	(略)
粉体特性評価システム	(略)	(略)
粒度分布測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
自動軟化点試験機	(略)	(略)
高温雰囲気焼成炉	(略)	(略)
湿式造粒形成装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
定常音圧発生装置	(略)	(略)
音響インテンシティ測定装置	1時間につき	6,700
音響評価解析装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
電気炉(15キロワット)	(略)	(略)
小型FWDシステム	(略)	(略)

備考 (略)

2 施設 (略)

別表第2 (第4条関係)

区分	金額(単位円)
1 (略)	(略)
2 試験および測定	
(1) (略)	(略)
(2) 表面物性試験 ア～ウ (略)	(略)

雰囲気制御ロータリーキルン	1時間につき	1,230
動弾性係数測定装置	(略)	(略)
粉体特性評価システム	(略)	(略)
ゼータ電位測定装置	1時間につき	1,640
粒度分布測定装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
自動軟化点試験機	(略)	(略)
TOC測定装置	1時間につき	730
高温雰囲気焼成炉	(略)	(略)
磁場中ガラス製造装置	1時間につき	900
湿式媒体かくはん粉碎機	1時間につき	660
湿式造粒形成装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
定常音圧発生装置	(略)	(略)
音響インテンシティ測定装置	1時間につき	4,150
音響評価解析装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
電気炉(15キロワット)	(略)	(略)
マイクロ波焼成炉	1時間につき	1,570
小型FWDシステム	(略)	(略)

備考 (略)

2 施設 (略)

別表第2 (第4条関係)

区分	金額(単位円)
1 (略)	(略)
2 試験および測定	
(1) (略)	(略)
(2) 表面物性試験 ア～ウ (略)	(略)

エ 金属材料に係る試験 (7) 組織に係る試験 <u>a</u> (略) (略) <u>b</u> (略) (略) <u>c</u> (略) (略) (イ)～(オ) (略) (略) オ～ク (略) (略) (3)～(7) (略) (略)	エ 金属材料に係る試験 (7) 組織に係る試験 <u>a</u> 写真焼増し 1 試料 1 項目につき 260 <u>b</u> (略) (略) <u>c</u> (略) (略) <u>d</u> (略) (略) (イ)～(オ) (略) (略) オ～ク (略) (略) (3)～(7) (略) (略)
3 加工 (1) (略) (略) (2) 繊維加工 ア 糸の準備 (7) (略) (略) (イ) 複雑なもの a・b (略) (略) イ～コ (略) (略) (3)～(5) (略) (略)	3 加工 (1) (略) (略) (2) 繊維加工 ア 糸の準備 (7) (略) (略) (イ) 複雑なもの a・b (略) (略) <u>c</u> スリッターによるもの 1 時間につき 4,070 イ～コ (略) (略) (3)～(5) (略) (略)
4～6 (略) (略)	4～6 (略) (略)
備考 (略)	備考 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第20号

福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例（平成24年福井県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が経営する水道用水供給事業（1日最大給水量が2万5	(趣旨) 第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が経営する水道用水供給事業および県が設置する専用水

、000立方メートル以下のものを除く。)および県が設置する専用水道(1日最大給水量が1万立方メートル以下のものに限る。)に関し、布設工事監督者を設置する布設工事の範囲、布設工事監督者の資格および水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(布設工事監督者の資格)

第4条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において土木工学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科もしくは電気工学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校(次号および第6条第2号において「短期大学等」という。)において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号および第6条第2号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (4) 短期大学等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校または中等教育学校(次号および第6条第3号において「高等学校等」という。)において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を

道(1日最大給水量が1,000立方メートル以下のものに限る。)に関し、布設工事監督者を設置する布設工事の範囲、布設工事監督者の資格および水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(布設工事監督者の資格)

第4条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学または水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。)または高等専門学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校または中等教育学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) １０年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) (略)

(水道技術管理者の資格)

第５条 法第３１条において準用する法第１９条第３項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第１号、第３号または第５号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については３年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については５年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第１号、第３号または第５号に規定する学校において工学、理学、農学、医学もしくは薬学の課程またはこれらに相当する課程（土木工学科および土木科ならびにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 規則で定めるところにより、前３号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

第６条 法第３４条第１項において準用する法第１９条第３項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法による大学の土木工学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 短期大学等において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後

(5) １０年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

(水道技術管理者の資格)

第５条 法第３１条において準用する法第１９条第３項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第１号、第３号および第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目またはこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 規則で定めるところにより、前２号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

第６条 法第３４条第１項において準用する法第１９条第３項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法による大学の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学または水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、１年６箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学または高等専門学校において土木科またはこれ

、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 高等学校等において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前3号に規定する学校において工学、理学、農学、医学もしくは薬学の課程またはこれらに相当する課程（土木工学科および土木科ならびにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) (略)

(6) (略)

に相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校または中等教育学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号、第3号および第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目またはこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

(7) (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第21号

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年福井県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1～6 (略)		1～6 (略)	
7 土木部関係		7 土木部関係	
事務	市町	事務	市町
1～8 (略)	(略)	1～8 (略)	(略)
9 (略)	(略)	9 (略)	(略)

<p>10 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成または特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第18条第1項の規定による特定工程に係る工事の中間検査に関する事務</p> <p>(2) 法第18条第2項の規定による中間検査合格証の交付に関する事務</p> <p>(3) 法第19条第1項の規定による定期の報告の受理に関する事務</p> <p>(4) 法第20条第1項の規定による許可の取消しに関する事務</p> <p>(5) 法第20条第2項の規定による工事の施行の停止および災害防止措置の命令に関する事務</p> <p>(6) 法第20条第3項の規定による土地の使用の禁止および制限ならびに災害防止措置の命令に関する事務</p> <p>(7) 法第20条第4項の規定による工事の施行の停止および作業の停止の命令に関する事務</p> <p>(8) 法第20条第5項の規定による災害防止措置の全部または一部の実施および公告に関する事務</p> <p>(9) 法第20条第6項の規定による費用の徴収に関する事務</p> <p>(10) 法第24条第1項の規定による立入検査に関する事務</p> <p>(11) 法第25条の規定による工事の状況の報告の徴収に関する事務</p>	<p>敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市および坂井市</p>		
11 (略)	(略)	10 (略)	(略)
12 (略)	(略)	11 (略)	(略)
13 (略)	(略)	12 (略)	(略)
14 (略)	(略)	13 (略)	(略)
15 (略)	(略)	14 (略)	(略)
16 (略)	(略)	15 (略)	(略)

(福井県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 福井県手数料徴収条例(平成12年福井県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
1~7 (略)			1~7 (略)		
8 土木部関係			8 土木部関係		
事務の区分	名称	金額	事務の区分	名称	金額
1~66 (略)	(略)	(略)	1~66 (略)	(略)	(略)
<u>67 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可または第30条第1項の規定に基づく特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査</u>	<u>宅地造成等に関する工事の許可申請手数料</u>	<u>(1) 宅地造成または特定盛土等を行う場合</u> <u>ア 盛土または切土をす</u> <u>る土地の面積が500</u> <u>平方メートル以下のと</u> <u>き</u> <u>1万5,000円</u> <u>イ 盛土または切土をす</u> <u>る土地の面積が500</u> <u>平方メートルを超え、</u> <u>1,000平方メート</u> <u>ル以下のとき</u> <u>2万4,000円</u> <u>ウ 盛土または切土をす</u> <u>る土地の面積が1,0</u> <u>00平方メートルを超</u> <u>え、2,000平方メ</u> <u>ートル以下のとき</u> <u>3万3,000円</u> <u>エ 盛土または切土をす</u> <u>る土地の面積が2,0</u> <u>00平方メートルを超</u> <u>え、3,000平方メ</u> <u>ートル以下のとき</u> <u>4万7,000円</u> <u>オ 盛土または切土をす</u>	<u>67および68 削除</u>		

る土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき

5万7,000円

カ 盛土または切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のとき

7万4,000円

キ 盛土または切土をする土地の面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以下のとき

14万円

ク 盛土または切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え、4万平方メートル以下のとき

20万円

ケ 盛土または切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え、7万平方メートル以下のとき

32万円

コ 盛土または切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え、10万平方メートル以下のとき

46万円

サ 盛土または切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるとき

59万円

(2) 土石の堆積を行う場合

	<p>ア 土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以下のとき 1万1,000円</p>			
	<p>イ 土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 1万3,000円</p>			
	<p>ウ 土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 1万4,000円</p>			
	<p>エ 土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のとき 1万7,000円</p>			
	<p>オ 土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 2万3,000円</p>			
	<p>カ 土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のとき 2万5,000円</p>			
	<p>キ 土石の堆積をする土地の面積が1万平方メ</p>			

		<p>メートルを超え、2万平方メートル以下のとき 4万7,000円</p> <p>ク 土石の堆積をする土地の面積が2万平方メートルを超え、4万平方メートル以下のとき 5万7,000円</p> <p>ケ 土石の堆積をする土地の面積が4万平方メートルを超え、7万平方メートル以下のとき 7万1,000円</p> <p>コ 土石の堆積をする土地の面積が7万平方メートルを超え、10万平方メートル以下のとき 11万円</p> <p>サ 土石の堆積をする土地の面積が10万平方メートルを超えるとき 15万円</p>			
<p>6.8 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可または第35条第1項の規定に基づく特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成等に関する工事の計画の変更許可申請手数料</p>	<p>(1) 宅地造成または特定盛土等に関する工事の計画の変更許可申請1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額（その額が59万円を超えるときは、59万円）</p> <p>ア 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項または第35条第1項の規</p>			

定に基づく許可を受けた、宅地造成または特定盛土等に関する工事の設計の変更

盛土または切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土または切土をする土地の面積、盛土または切土をする土地の縮小に伴う場合にあつては縮小後の盛土または切土をする土地の面積）に応じ67の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 盛土または切土をする土地への新たな土地の編入に係る宅地造成または特定盛土等に関する工事の設計の変更（アの変更を除く。）

新たに編入された盛土または切土をする土地の面積に応じ67の項に規定する額

ウ アおよびイ以外の変更 1万円

(2) 土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額（その額が15万円を超

		<p>えるときは、15万円)</p> <p><u>ア 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項または第35条第1項の規定に基づく許可を受けた、土石の堆積に関する工事の設計の変更</u></p> <p><u>土石の堆積をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小に伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ67の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 土石の堆積をする土地への新たな土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更（アの変更を除く。）</u></p> <p><u>新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ67の項に規定する額</u></p> <p><u>ウ アおよびイ以外の変更</u> 1万円</p>			
69~102 (略)	(略)	(略)	69~102 (略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和7年6月30日から施行する。

福井県証紙特別会計条例を廃止する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第22号

福井県証紙特別会計条例を廃止する条例

福井県証紙特別会計条例（昭和39年福井県条例第27号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の福井県証紙特別会計条例による証紙特別会計に係る令和6年度の収入および支出ならびに決算については、なお従前の例による。

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第23号

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

福井県立学校職員定数条例（昭和31年福井県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定数）</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 全日制高等学校および中学校</p> <p>ア 校長教諭等 <u>1,158人</u></p> <p>イ 養護教諭等 <u>25人</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 定時制、通信制高等学校</p> <p>ア 校長教諭等 <u>114人</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 特別支援学校</p> <p>ア 校長教諭等 <u>725人</u></p>	<p>（定数）</p> <p>第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 全日制高等学校および中学校</p> <p>ア 校長教諭等 <u>1,160人</u></p> <p>イ 養護教諭等 <u>26人</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 定時制、通信制高等学校</p> <p>ア 校長教諭等 <u>113人</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 特別支援学校</p> <p>ア 校長教諭等 <u>701人</u></p>

イ・ウ (略)
2・3 (略)

イ・ウ (略)
2・3 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第24号

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和31年福井県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第3条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小学校 ア 校長教諭等 <u>2,797人</u> イ 養護教諭等 <u>180人</u> ウ 栄養教諭等 <u>46人</u> エ 事務職員 <u>183人</u> (2) 中学校 ア 校長教諭等 <u>1,622人</u> イ・ウ (略) エ 事務職員 <u>68人</u> 2・3 (略)	(定数) 第3条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小学校 ア 校長教諭等 <u>2,791人</u> イ 養護教諭等 <u>182人</u> ウ 栄養教諭等 <u>45人</u> エ 事務職員 <u>184人</u> (2) 中学校 ア 校長教諭等 <u>1,641人</u> イ・ウ (略) エ 事務職員 <u>69人</u> 2・3 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福井県安心子ども基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第25号

福井県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

福井県安心子ども基金条例（平成21年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和12年5月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。 (処分の特例)</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年5月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。 (処分の特例)</p> <p>3 (略)</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第26号

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第1条 福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年福井県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第13条第5項において「番号利用法」という。</u>）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p style="text-align: center;">(利用および提供の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p style="text-align: center;">(利用および提供の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>および第30条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用について</p>

定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(個人情報ファイル簿の作成および公表)

第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)~(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員もしくは議員であった者または職員もしくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与もしくは報酬もしくは福利厚生に関する事項またはこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ~キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(訂正請求権)

第32条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第33条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした

は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(個人情報ファイル簿の作成および公表)

第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)~(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員もしくは議員であった者または職員もしくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ~キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章および第49条において「開示請求」という。)をすることができる。

(訂正請求権)

第32条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章および第49条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第33条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした

者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を
求めることができる。

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報~~が~~次の各号のいずれかに該当
すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各
号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の
停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令
の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停
止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

（利用停止請求の手續）

第40条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請
求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて
、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されている
ものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一
の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情
報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の
適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第49条 議長は、開示請求、訂正請求または利用停止請求（以下この条におい
て「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ確に開示
請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その
他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとす
る。

者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定め
て、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報~~が~~次の各号のいずれかに該当
すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各
号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の
停止、消去または提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に
関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りで
ない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章お
よび第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

（利用停止請求の手續）

第40条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請
求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当
の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されている
ものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一
の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情
報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定
の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第49条 議長は、開示請求、訂正請求または利用停止請求（以下この条におい
て「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ確に開示
請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしよ
うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第2条 福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第13条第5項において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用および提供の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第13条第5項において「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用および提供の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第13条第2項第1号	(略)	(略)	第13条第2項第1号	(略)	(略)
第39条第1項第1号	または第13条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき	第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第39条第1項第1号	または第13条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき	第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。